

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案」に対する意見提出者一覧※

提出意見数：16 件（提出意見数は、意見提出者数としています）

（意見提出順、敬称略）

意見提出者	
1	個人
2	株式会社日本レジストリサービス
3	九州通信ネットワーク株式会社
4	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
5	日本通信株式会社 *1、*2
6	一般社団法人テレコムサービス協会 *1
7	西日本電信電話株式会社
8	東日本電信電話株式会社
9	株式会社NTTドコモ *2
10	株式会社ケイ・オプティコム *1、*2
11	ソフトバンク株式会社 *1、*2
12	KDDI株式会社 *1、*2
13	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
14	個人 *1
15	個人 *1
16	一般社団法人新経済連盟 *1

※ 整備案のうち「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改定」についての追加意見募集（平成 27 年 11 月 28 日から同年 12 月 25 日まで）に対する意見提出者（表中*1）及び二種指定制度に係る接続ルールに関する省令及び告示案に対する意見を対象とした再意見募集（平成 27 年 12 月 12 日から同月 25 日まで）に対する再意見提出者（表中*2）を含む。

（*1 の提出意見数：8 件、*2 の提出意見数：5 件（提出意見数は、意見提出者数としています。））

**電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案等に対して
寄せられた意見及び考え方(案)**

1. 整備案全体関係

<p>意見1-1 諮問事項</p>	<p>今回の整備案は、禁止行為規制の対象となる相手方の提供役務等から通信モジュール向けサービスを除外し、アンバンドルの基本的な枠組みとして二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するなど、「新事業・新サービスの創出等による経済活性化」の観点 が盛り込まれた2020答申の趣旨に適うものと認識。今後も適切かつ柔軟な運用をお願いしたい。</p>		
	<p>【意見】 我が国のモバイル市場は、昨今のスマートフォンの急速な普及拡大に伴い海外OTTプレーヤー等の台頭による水平分業モデルへのシフト、SNS・電子書籍・動画配信等国境を越えた新たなサービスプラットフォームの急速な伸長等により、グローバル化・オープン化が進展しております。このような流れは今後も加速することが見込まれ、当社も、広範囲の異業種とのプレーヤーとの「協創」を通じ、絶え間ないイノベーションを推進し、国際競争力・産業競争力の向上に貢献する所存です。 この点、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 答申」(以下、「2020 答申」という)においても、検討に当たっての基本 5 原則策定に際して「新事業・新サービスの創出等による経済活性化」の観点が盛り込まれ、「利用者が新たな価値や多様なサービスを楽しむよう、イノベーションによる民間事業者の創意工夫が促される仕組みを目指す」とした「イノベーション促進」の原則に基づき検討がなされたものであり、かような事業者の自由な事業活動が促進される環境整備こそが、今後の我が国のモバイル市場だけでなく、産業全体の更なる発展に繋がるものと認識しております。 この度示された関係省令等の整備にあたり、例えば、禁止行為規制(イコールフットイング)の対象となる相手方の提供役務や卸役務届出制の対象役務として通信モジュール向けサービスが除外されたことや、アンバンドルの基本的な枠組みとして二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するとともに、事業者間協議による合意形成を尊重するという現行「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種指定ガイドライン」という)の枠組みが維持されたこと等は、上述の 2020 答申の趣旨に 適うものであると考えます。 今後の制度運用にあたっては、2020 答申の趣旨を損なうことのないよう、異業種との連携、事業者の自由な事業活動によるイノベーション創出や当事者間同士の協議を通じた合意形成等を推進し、今回整備される制度によって萎縮効果が発生しないよう、適切かつ柔軟な運用をお願い致します。 <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p></p>	<p>【考え方1-1】 ・ 整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

2. 電気通信事業の登録の更新制の導入関係

意見2-1	グループ化の進展は、更なる寡占化の進展やグループの一体経営により公正な競争を阻害するおそれがあるため、電気通信事業の登録の更新制を導入することに賛同する。登録の更新の審査の際には、一種・二種指定事業者やその特定関係法人のシェアの増大により公正な競争が阻害されることがないかといった観点から、慎重に審査することを要望。		
意見 2-1-1	<p>【意見】</p> <p>移動通信市場における主要事業者の合併等によるグループ化の進展は、更なる寡占化の進展、グループの一体経営による市場の公正な競争を阻害するおそれがあり、グループ化に関する規律を導入することについて、当協会は過去にも「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方」答申への意見において賛同してまいりました。</p> <p>今般の関係省令等の整備にあたり、電気通信事業の登録の更新制が導入されることについて、これに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>【考え方2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。 ・ 登録の更新の審査に当たっては、更なる寡占化の進展により、電気通信の健全な発達を阻害すること等がないように適切に対応してまいりたい。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見 2-1-2	<p>【意見】</p> <p>電気通信事業の健全な発展のためには、設備競争事業者が複数存在し、公正な環境の下で、健全な経営を行なうことが必要であり、本制度を導入いただくことに賛同いたします。</p> <p>総務省殿において登録の更新を審査される際には、一種・二種指定事業者やその特定関係法人のシェアの増大により公正な競争環境が阻害されることがないかといった観点から、慎重に審査いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
意見2-2	登録の更新が認められない場合は、事業に重大な影響を及ぼすばかりか利用者にも看過できない影響が生じるため、審査基準にある「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者による競争を阻害するおそれがない」ことを判断する基準を明確化すべき。		
	<p>【意見】</p> <p>今改正で追加される登録の更新は事後手続きとなるため、合併や株式取得といった行為が成されたあと登録の更新が認められない場合は、事業に重大な影響を及ぼすばかりか利用者にとっても看過できない影響が生じるため、その審査基準は明確であるべきと考えます。</p> <p>電気通信事業法関係審査基準第5条の3の(3)には「イ 登録の更新を必要とする事由が、特定電気通信設備を設置する電気通信事業者の数の減少を伴うもの又は申請者の特定関係法人以外の者(特定電気通信設備を設置する者に限る。)が、申請者の特定関係法人となるものである場合には、当該事由により、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者による競争を阻害するおそれがないこと。」と規定されておりますが、この「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者による競争を阻害するおそれがない」とは具体的にどのような基準で競争を阻害するおそれを判断するのか、事前に明確化すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>【考え方2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者による競争を阻害するおそれがない」かどうかは、個別事案ごとの判断となるが、審査の際には、合併等の理由、合併等をした後の特定電気通信設備を設置する事業者の数やシェアなどの市場の状況、審査対象事業者のネットワークやサービスの状況などを総合的に判断していくことが必要と考えている。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

3. 移動通信分野における禁止行為規制の緩和関係

意見3-1	禁止行為規制の対象事業者の指定をグループ単位の収益シェアで判断することに賛同。		
	<p>【意見】 電気通信事業法第30条第1項に定める禁止行為規制対象事業者の指定にあたり、特定関係法人である電気通信事業者の特定移動端末設備(BWA 端末(WIMAX2+、AXGP に限る)を含む)に係る収益を加えた「グループ単位の収益シェア」で判断することについて賛同致します。</p> <p>当社以外の携帯電話事業者においては、各グループ内における携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しており、グループとして一体的な経営がなされているところです。2020 答申においても、『携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である』とされており、本改正案は本答申の趣旨に適うものと考えます。</p> <p>また、既に電波政策においては「グループ単位の契約数」を考慮した審査基準による周波数割当が行われているところであり、本改正により競争政策と電波政策との整合性がより一層図られるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>	<p>【考え方3-2】 ・ 整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見3-2	禁止行為規制の対象事業者の指定に際し、グループ内の他MNOの収益も合算して判断することに賛同するが、MNOの3グループのシェアが近接しつつあることを考慮し、MNOの3グループを禁止行為規制の対象事業者に指定すべきとの議論を継続して行うべき。		
	<p>【意見】 移動通信分野における禁止行為の見直しに際しては、当協会が過去に「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方」答申に向け提出いたしました意見にもある通り、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱いの禁止の堅持がなされたこと、並びに適用基準へグループ内の他の MNO の収益も合算されるよう制度化されたことについて、これに賛同いたします。</p> <p>反面、同意見にある、MNO の3グループのシェアが近接しつつあることを考慮し MNO の3グループを広く禁止行為規制の対象事業者に指定すべきとの当協会の考え方が省令に盛り込まれなかったことについては残念であり、今後、議論が継続して行われることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>【考え方3-3】 ・ 移動通信市場における禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものであり、MNOの3グループを市場支配力の有無を検討せずに指定することは適当ではない。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見3-3	グループ会社のシェアを合算して高いシェアとなる場合と、個社単体で高いシェアを有している場合では、根本的に市場支配力の強さが異なる。今回示された指定に当たっての基本的考え方でも、単純にシェアの比較を行うことがない旨は確認できるが、判断に当たっては、個社単体で高いシェアを有している事業者の市場支配力を十分考慮することが必要。		
意見 3-3-1	【意見】	【考え方3-4】	【提出意見】

	<p>今改正では市場シェアの考え方について、「③ 上記①及び②の市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断に当たっては、各電気通信事業者の総合的な事業能力を測定する必要があることから、当該電気通信事業者の市場シェアに、当該電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者の特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近1年間における収益の額の市場に占める割合を加えたもので判断する。」という項目が追加され、KDDI グループ及び弊社グループについてはグループ内の BWA 事業者の収益も加算することとなりました。</p> <p>しかしながら、グループ会社のシェアを合算して高いシェアとなる場合と個社単体で高いシェアを有している場合では根本的に市場支配力の強さが異なります。個社単体で高いシェアを有している事業者こそ単独で市場支配力を行使し得る立場にあることから、必然的に強い規制の対象となるものと考えます。</p> <p>指定に当たっての基本的考え方には「当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する」と規定されていることから単純にシェアの比較を行うことがない旨確認できますが、判断に当たって個社単体で高いシェアを有している事業者の市場支配力を十分考慮の上検討頂く必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回、グループ会社のシェアを合算して、移動通信市場の禁止行為規制の対象事業者を指定することにしたのは、寡占化が進む中で、異なる周波数の通信波を複数束ねて高速通信を実現するキャリアアグリケーション技術により電波利用の連携を行うなど、グループ一体的な経営が行われている市場実態を考慮することが必要と判断したためである。 具体的な指定に際しては、御指摘のとおり、事業規模、ブランド力などの個社単体の総合的な事業能力を測定するための諸要因を踏まえ、総合的に判断することとしており、個社単位の市場支配力も考慮することとしている。 	<p>を踏まえた案の修正の有無]</p> <p>無</p>
意見 3-3-2	<p>【意見】</p> <p>市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断にあたっては、当該電気通信事業者の市場シェアに、当該電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者の特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額の市場に占める割合(以下、「グループ MNO 収益シェア」と言う。)を加えたもので判断するとされており、現状の禁止行為事業者である NTT ドコモのシェアが相対的に下がることが想定されます。</p> <p>しかしながら、NTT ドコモは政府が出資する特殊法人である NTT 持株会社が未だに66%超の株式を保有するなど NTT グループ傘下にあり、NTT グループ内における営業利益の6割近く(2015年3月期)を占める主要な会社です。また、携帯電話契約者数が6,660万人(2015年3月末)にのぼる圧倒的な顧客基盤を保持しており、加えてグループ一体的な営業体制、信用力、ブランド力、資本関係等を通じた NTT グループの総合的な事業能力を有しています。</p> <p>そのため、基本的考え方において上述のような NTT ドコモの総合的な事業能力を市場支配力の判断基準に追加すべきと考えます。</p> <p>なお、グループ MNO 収益シェアを合算して市場支配力の有無を判断する場合においても、NTT ドコモは依然として圧倒的に高いシェアを有していることには変わりないと考えられるため、引き続き同社のみを指定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
意見 3-4	「サービスや端末等の販売・流通における優位性」について、総合的な事業能力を測定するための諸要因から削除しているが、NTTドコモが依然と		

	してコンテンツプロバイダや端末メーカー等に対し優位な立場にあることは変わらないことから、削除すべきではない。		
	<p>【意見】 総合的な事業能力を測定するための諸要因のうち、「サービスや端末等の販売・流通における優位性」という文言が削除された案となっておりますが、これら諸要因は、モバイル市場に存在する事業者の間で当該優位性があるかないかを判断する指標であると理解しています。したがって、総合的な事業能力を測定する上では考慮すべき項目であり、削除すべきでないと考えます。</p> <p>なお、モバイル市場においては、政府が出資する特殊法人である NTT 持株会社配下の主要企業で、当該市場で圧倒的な市場支配力を維持しているNTTドコモが存在しており、依然としてコンテンツプロバイダや端末メーカー、販売店などに対しても優位な立場にあることには変わりはないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>【考え方3-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の電気通信事業法の改正では、グローバル企業の提供する汎用端末やプラットフォームが普及している状況等を踏まえ、禁止行為規制のうち、コンテンツプロバイダや端末メーカー等への不当な規律・干渉の禁止の規律を廃止したところである。 当該改正を受けて、「サービスや端末等の販売・流通における優位性」を総合的な事業能力を測定するための諸要因から削除したものであるが、移動通信市場は、市場環境の変化が著しいことから、今後の市場の状況を不断に注視し、今回の措置による影響等を検証することが重要と考えている。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見3-5	禁止行為規制の相手方の指定基準として通信モジュール向けサービスを除外することに賛同する。		
	<p>【意見】 電気通信事業法第30条第3項第2号に規定する禁止行為の相手方の指定基準として、通信モジュール向けサービスを除外することについて、賛同致します。</p> <p>通信モジュール向けサービスは M2M・IOT サービスにおいて中心的な役割を果たすものであり、2020 答申において禁止行為規制緩和の目的された「異業種との連携」に資するものです。本項により通信モジュール向けサービスを除外することにより、多様な利用形態に適する通信サービスの提供が可能となり、それらの機器・モノを提供する異業種との連携促進が図られ、イノベーション創出にも寄与することができ、2020 答申の趣旨に適うものと考えます。</p> <p>なお、当社は広範囲の異業種のプレーヤーとのコラボレーションを推進し、イノベーション促進及び利用者利便の向上に取り組み、産業競争力・国際競争力の向上に貢献する所存であり、2020 答申の趣旨からも禁止行為の相手方として指定する事業者については最低限とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>【考え方3-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見3-6	M2M 型サービスの実現、IoT の発展に通信モジュールの影響は大きく、特定の事業者・MVNO に対して不当に優先的な取扱いを行うことが懸念されるため、禁止行為規制の相手方の指定基準として通信モジュール向けサービスを除くべきではない。毎年度競争状況の分析・評価を行った上で、制限の対象や在り方を見直すべき。また、事業規模の小さいグループ会社も、禁止行為規制の相手方から除外すべきでない。		
意見 3-6-1	<p>【意見】 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通</p>	<p>【考え方3-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動通信市場においては、IoT・M2Mという形 	<p>【提出意見を踏まえ</p>

	<p>信事業者の指定に当たっての基本的考え方について、「通信モジュール向けに提供するものも含む」と整理すべきと考えます。</p> <p>2020年代に向けた情報通信政策の在り方において、多彩なM2M型サービスの実現には、異業種のMVNOとの多様な連携が必要と整理されている中、改正案のように「通信モジュール向けを除く」と整理すると、自社グループの特定の事業者・MVNOに対して不当に優先的な取り扱いを行なうことが懸念されます。このような行為が横行すると、新規事業者の参入が減少することや、競争の縮退につながり、利用者利益が損なわれる恐れがあります。</p> <p>また、昨今の電気通信事業を取り巻く状況として、電気通信事業者と異業種の事業者との間でセット販売等の連携が加速していくことが考えられます。このような状況の中、電気通信事業者における市場支配的事業者と異業種における市場支配的事業者との連携により、異業種における市場支配力が電気通信市場に影響を及ぼし公正競争を阻害する懸念があります。このため、総務省殿におかれましては、関連する他省庁等とも連携し、事業分野をまたがる市場支配的事業者同士の連携に対する規制の在り方についてご検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>	<p>で様々な新事業の創出等が期待され、市場の揺籃期にある状況を踏まえ、今回、通信モジュール向けのサービスを提供する事業者は、グループ会社であっても、禁止行為規制の相手方から除くこととしたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他方、御指摘のとおり、IoTの発展等に伴い、今後、通信モジュール向けのサービスが競争上の重要性を更に高めていくことも考えられることから、公正な競争環境を維持・確保するためには、今後の市場の状況を不断に注視し、今回の措置が有効かつ適切に機能しているかを検証することが重要と考えている。 また、契約数5万件未満の者であれば、各市場でシェアが1%程度又は1%未満であり、市場支配的事業者と排他的な連携等を行っても競争上の影響が大きいとは言えないこと、また、契約数5万件以上になれば禁止行為規制の相手方に指定されることになることから、契約数5万件未満のグループ会社を禁止行為規制の相手方から除外しても問題ないとする。 	<p>た案の修正の有無</p> <p>無</p>
<p>意見 3-6-2</p>	<p>【意見】</p> <p>今改正にいて、禁止行為適用事業者の特定関係法人であっても、「① 移動体通信分野の電気通信役務や、これとセット提供等が想定される電気通信役務を提供しない場合(以下略)」「② 上記①に該当しない場合であっても、その事業規模が著しく小さいとき」との条件が追加され、禁止行為等規定適用事業者が制限されることとなりました。</p> <p>一方で、移動通信分野においては、NTT ドコモ殿の契約数シェアは 42.7% (※6) と他の 2 グループを 10% 以上引き離しており、依然として圧倒的な優位性を有している状況です。この優位性を活かした NTT ドコモ殿の市場への影響力は看過できないものがあり、契約数や提供役務によっては「電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発展に影響を及ぼす弊害が大きく」(※7) ない等と判断すべきではないと考えます。</p> <p>現に各家庭へのスマートメーターの設置等による通信モジュールの大規模契約も進んでおり、さらなる IoT の発展に伴う各方面への通信モジュールの浸透は、今後の競争環境を大きく変化させるとも考えられます。</p> <p>圧倒的な優位性を背景に公正競争環境が歪められれば、その悪影響は我が国の産業全体にも及び、健全な IoT 産業の発展を大きく阻害する要因ともなり得ます。従って、現時点においては、禁止行為規定適用事業者について役務や契約数による制限を行うべきでないと考えます。仮に制限を行うのであれば、毎年度競争状況の分析・評価を行った上で、都度制限の対象や在り方を見直し、その検討結果を公表する必要があると考えます。</p> <p>※6 2015年6月末時点(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成27年度第1四半期(6月末))より「移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移(グループ別)【グループ内取引調整後】」)</p>		

	<p>※7 財団法人電気通信振興会「電気通信事業法逐条解説」 P140 (第 30 条) 【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見 3-6-3	<p>【意見】 禁止行為規制の相手先事業者を指定する条件として、事業規模や対象サービスの提供有無が挙げられていますが、それらを問わずともモバイル市場においてドミナント事業者である NTT ドコモと連携することによって、連携先の市場に NTT ドコモの市場支配力が及ぶおそれがあることから、当該条件は削除し、グループ内全ての電気通信事業者を優遇禁止とすべきと考えます。 なお、少なくとも NTT 東・西、NTT コミュニケーションズ、NTT ぷららのような NTT グループの主要な電気通信事業者については、NTT ドコモの不当な優遇の禁止の相手先事業者に指定されるものと考えます。 【KDDI 株式会社】</p>		
意見 3-7	<p>禁止行為規制の相手方に指定されなかった者を含め、禁止行為規制の適用を受ける二種指定事業者の特定関係法人である電気通信事業者は公表すべき。</p>		
意見 3-7-1	<p>【意見】 今改正において追加された様式第二十三の二による特定関係法人である電気通信事業者の名称の報告については、公正な競争がなされているか競争状況を把握するためにも、報告を受けた特定関係法人である電気通信事業者のうち禁止行為等規定適用事業者に指定されなかった電気通信事業者について、その名称と指定を行わなかった理由を開示頂く必要があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>【考え方 3-8】 ・ 特定関係法人の報告は、禁止行為規制の相手方となる特定関係法人を指定するために義務付けているものであり、指定対象外の特定関係法人を含めて公表するために義務付けているものではない。 ・ なお、禁止行為規制の相手方となる特定関係法人については、今後、今回改正した「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」に基づき対象者を指定する案を作成した上で、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問を経て、改正電気通信事業法の施行までに告示することとしている。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見 3-7-2	<p>【意見】 禁止行為規制の適用を受ける二種指定事業者は、特定関係法人である電気通信事業者について総務大臣に提出することとなりますが、これは、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に規定する電気通信事業者を総務大臣が指定するために必要な情報を得ることを目的とする規定であると理解しております。 しかしながら、総務大臣が指定する電気通信事業者以外の電気通信事業者との不当な優先的取扱いが行われる可能性があります。禁止行為規制の適用を受ける二種指定事業者が、市場において不当に優先的な取扱いをしていないかを、競争事業者側からも確認、検証する観点から、禁止行為規制の適用を受ける二種指定事業者の特定関係法人である電気通信事業者については公表も必要と考えます。 【KDDI 株式会社】</p>		
意見 3-8	<p>電気通信事業者でない第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があることから、本来は、不当に優先的な取扱いの禁止の対象を電気通信事業者に限定すべきではない。禁止行為規制事業者が提供する電気通信サービスの隣接領域におけるサービス提供の実態の把握など、新たな行政運営サイクルを確立した上で厳格に運用すべき。</p>		

	<p>【意見】 先の電気通信事業法の改正によって禁止行為規制が緩和され、不当に優先的な取扱いの禁止の対象がグループ会社の電気通信事業者に限定されたところですが、NTT ファイナンスによるグループ統合請求のように、今後も電気通信事業者でない第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があることから、本来は、電気通信事業者に限定すべきではないと考えます。</p> <p>昨今、サービスのバンドル化やグループ連携が市場横断的に行われる中で、上記のNTT ファイナンスのような禁止行為規制を潜脱する行為に関して、公正競争レビュー制度において、これまで接続事業者から指摘があったとしても、「十分な論拠が得られない」等の考え方が示され「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、十分な検証がなされていないと考えます。</p> <p>そのため、グループ連携によって総合的な事業能力をもって市場支配力が行使され得ることを踏まえ、禁止行為規制事業者が提供する電気通信サービスの隣接領域におけるサービス提供の実態の把握など、新たな行政運営サイクルを確立し、禁止行為規制の厳格な運用を行っていくよう強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>【考え方3-9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不当に優先的な取扱いの禁止は、市場支配的事業者が、特定の電気通信事業者を不当に優遇した場合、優遇された電気通信事業者とそれ以外の電気通信事業者との間における公正な競争に及ぼす弊害が看過し得ないために設けられた規律である。 ・ このため、不当に優先的な取扱いの禁止の対象として電気通信事業者でない者は想定していないが、市場支配的事業者がその市場支配力を濫用した場合の弊害は大きいことから、市場の状況を不断に注視・検証し、公正な競争環境を確保していくことが重要と考えている。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
<p>意見3-9</p>	<p>移動通信市場では、禁止行為規制対象事業者である NTT ドコモの収益シェアが、他の二種指定事業者と比較しても突出し、その市場支配力は強大。禁止行為規制の緩和に当たっては、過度の緩和により二種指定事業者との規制との差異が曖昧となり、市場支配力の濫用につながらないように、規制緩和の影響を常に検証し都度見直していくことが必要。</p>		
	<p>【意見】 第二種指定電気通信設備制度は、電波の割当てを受けた事業者(MNO)が MVNO 等の競争事業者との接続協議における交渉力を有することに着目した制度であるのに対し、第一種指定電気通信設備制度は固定系加入者回線のボトルネック性に着目した制度であり、それぞれの制度は創設の背景等が全く異なるとともに、第二種指定電気通信設備制度は MVNO からみても複数の事業者(MNO)からサービス提供者を選択することが可能な状況であると認識しています。このように第二種指定電気通信設備制度は、制度創設の背景において原則市場原理(事業者間の交渉・協議)に委ねることが前提となっていることから、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」と言います。)に対し法令等による規制を導入する際は、事業者間での協議が規制の介入なしには進まない状況であると判断された場合に限られるべきと考えます。</p> <p>一方、禁止行為規制は、市場支配力を有する電気通信事業者の支配力の濫用を抑止する目的で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」と言います。)及び二種指定事業者で営業収益において大きな市場占有率を占めること等により指定された者を、市場支配力の濫用を防止するための特別な措置が必要な電気通信事業者として行為規制を加えるものです。</p> <p>移動通信市場においては、禁止行為対象事業者たる株式会社 NTT ドコモ殿(以下</p>	<p>【考え方3-10】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数のMNO間の競争が進展する移動通信市場では、禁止行為規制等適用事業者であっても、自己のグループ会社以外の電気通信事業者との連携を行った場合に看過し得ない弊害が生じるおそれがあるとまでは言い切れない中で、異業種との連携の促進等を通じ新事業・新サービスの創出を促進する観点から、禁止行為規制を緩和することとしたもの。 ・ ただし、移動通信市場は、市場環境の変化が著しいことから、公正な競争環境を維持・確保するためには、御指摘のとおり、今後の市場の状況を不断に注視し、今回の措置が有効かつ適切に機能しているかを検証することが重要と考えている。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>「NTTドコモ殿」と言います。)は他の二種指定事業者と比較しても収益シェアが依然として突出(電気通信市場における競争評価 2014 図表 I-13)しており、その市場支配力は強力であると言わざるを得ません。</p> <p>禁止行為規制の緩和に当たっては、過度な緩和により二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する規制との差分が曖昧となり、市場支配力の濫用につながらないように、規制緩和の影響を常に検証し都度見直していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
--	---	--	--

4. 卸電気通信役務の事後届出制等の導入関係

<p>意見4-1 諮問事項</p>	<p>MNO3社のグループ化の進展を踏まえ、グループ内外の取引に係る公平性・透明性を維持・促進すべきであるため、卸電気通信役務の事後届出制の導入について賛同。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>MNO3社のグループ化の進展を踏まえ、グループ内外の取引に係る公平性・透明性を維持・促進すべきとの当協会のこれまでの主張から、卸電気通信役務の事後届出制の導入について賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>【考え方4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
<p>意見4-2 諮問事項</p>	<p>2020年代に向けては、多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションを促進することを通じて、新事業や新サービスの創出による経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことが重要。多様な事業者によるイノベーションや自由なビジネス展開を萎縮させないためにも、卸役務に係る制度の運用に当たっては、過度にその対象が拡大されることのないよう対応することが必要。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>2020年代に向けては、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用し、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションを促進することを通じて、新事業や新サービスの創出による経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことが重要であると考えております。</p> <p>当社も、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えするべく、平成27年2月1日より、「光コラボレーションモデル」(サービス卸)の提供を開始し、平成27年11月末時点で、異業種からの参入も含めて卸先事業者は196社、卸提供回線数は平成27年12月に100万回線を超えるなど、光コラボレーションモデル(サービス卸)は順調に拡大しているところですが、今後も卸先事業者の新規開拓や卸先事業者への支援を積極的に行うことにより、その更なる拡大を図っていく考えです。</p> <p>多様な事業者によるイノベーションや自由なビジネス展開を萎縮させないためにも、今般整備される施行規則の運用にあたっては、過度にその対象が拡大されることのないよう対応いただく必要があるものと考えます。</p>	<p>【考え方4-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTは、2020年代に向けて、経済・社会活動の基盤としての役割を最大限発揮されることが求められており、NTT東西による「サービス卸」の提供は、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方(平成26年12月)。以下「2020答申」という。」において、多様な事業者との連携を通じた多様なサービス創出等により、我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献する可能性があると考えられている。 総務省においては、本制度の運用に当たり、イノベーションを阻害しないことに留意しつつ、公正な競争環境を確保することが適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

【西日本電信電話株式会社】			
意見4-3 諮問事項	事後届出をした卸電気通信役務に関する情報の整理・公表において、過度に細部にわたる提供条件の把握・評価・公表を行うことは、卸元事業者による卸提供条件の拡充等の取組のみならず、卸先事業者によるサービス創出等の新たな取組を萎縮させかねないため、整理・公表において、どこまで詳細な内容を取り扱うかについては、慎重に対応してもらいたい。		
意見 4-3-1	<p>【意見】</p> <p>当社が平成 27 年 2 月より開始した「光コラボレーションモデル」(サービス卸)のサービス提供事業者の数は 11 月時点で 182 社にまで拡大しており、卸契約数は 11 月に 200 万契約を超えています。また、従来から電気通信事業を営んできたISP事業者や携帯電話事業者、CATV事業者はもとより、これまでは電気通信事業を営んでいなかった教育分野、医療分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者が参入することにより、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、FTTH サービスを活用した新たな融合サービスが登場し始めております。</p> <p>当社は今後も引き続き、「光コラボレーションモデル」の提供を通じて、通信キャリアのみならず多様な事業者の創意工夫によるイノベーションの促進や多種多様なサービス創出を下支えすることで、光の新規需要拡大、ICT利活用の促進、ひいては我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献していきたいと考えています。</p> <p>今般の「電気通信事業法施行規則の一部改正案」では、5 月に公布された改正電気通信事業法において指定電気通信設備設置事業者が提供する卸電気通信役務について事後届出制が導入されるとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度が整備されたことを受けて、具体的に届出対象となる卸電気通信役務と届出事項が示されています。また、特に FTTH アクセスサービスと携帯電話サービス等に関する卸電気通信役務については、更に詳細な内容の届出が必要とされています。</p> <p>今後、本改正省令が施行されると、当社を含む電気通信事業者からの事後届出に基づき、当該卸電気通信役務の情報について総務大臣による整理・公表がなされるものと認識していますが、その整理・公表にあたって総務省が過度に細部にわたる卸電気通信役務の提供条件の把握・評価・公表を行うことは、卸元事業者である当社による卸提供条件の拡充等の取組のみならず、卸先事業者によるサービス創出等の新たな取組を萎縮させかねないため、整理・公表において、どこまで詳細な内容を取り扱うかについては、慎重にご対応いただきたいと思います。むしろ「光コラボレーションモデル」により実現する多様な事業者の創意工夫によるイノベーション等の取組を適切かつ積極的に取り上げ、多種多様なサービスの創出を後押ししていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>【考え方4-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等が提供する卸電気通信役務は、その提供条件によっては公正な競争環境に支障を及ぼすおそれがあるため、今回、その透明性を確保する観点から、整理・公表制度を設けたものである。 ・ 他方、当該卸電気通信役務は、イノベーションの促進を通じた多様な新サービスの創出等に資する面もあることから、整理・公表に当たっては、イノベーションを阻害しないことに留意しつつ、公正な競争環境を確保することが適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見 4-3-2	<p>【意見】</p> <p>本条において届出対象とされる卸相対契約は、卸元電気通信事業者のみならず、連携するパートナーである卸先電気通信事業者の企業秘密に該当する事項や、新サービス創出に係る経営上重要なノウハウ等を含むものであるところ、届出事項とされた場合には当</p>		

	<p>該事項の秘匿性の確保等の懸念(当該届出事項に係る第三者からの情報公開請求含む)も生じるおそれがあります。</p> <p>本制度運用にあたっては「異業種連携の加速」「イノベーション促進」という 2020 答申の趣旨を鑑み、上述のような懸念により契約当事者の双方が相対契約を躊躇する等の「萎縮効果」が働くおそれがないよう、十分な配慮を頂くとともに柔軟な運用をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
意見4-4 諮問事項	<p>「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」において問題となり得る行為の判断基準として挙げられている「提供手続・期間」、「技術的条件」、「サービス仕様」、「卸役務の内容等の卸先事業者への提供日の実績・計画」等についても規定が必要。また、届出対象や届出事項については、市場や競争環境の変化に応じた見直しが必要。</p>		
意見 4-4-1	<p>【総務省案(概要)】</p> <p>第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が、同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(以下「卸先電気通信事業者」という。)ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ～ヲ (略)</p> <p>【意見】</p> <p>卸電気通信役務を提供する事業者が届出を行う事項には、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」において問題となり得る行為の判断基準として挙げられている『提供手続・期間』、『技術的条件』、『サービス仕様』等についても規定が必要と考えます。</p> <p>また、届出対象や届出事項については、市場や競争環境の変化に応じた見直しをお願いいたします。</p> <p>なお、事後届出制では、料金や契約条件などが不適正な場合、市場に影響を与える恐れがあるため、市場への影響が拡大する前に迅速な対策を講じていただくことをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【九州通信ネットワーク株式会社】</p>	<p>【考え方4-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の整備案では、届出対象となる卸先電気通信事業者ごとに、卸電気通信役務の内容、卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項等を届出事項とし、加えてこれらの事項を確認できる契約書又は書面の写しも添付させることにしており、御指摘の事項を含め、公正な競争環境を確保するために必要な事項は、これらにより確認できるものとする。 必要な届出事項については、今後の市場環境に応じて変化することも考えられるため、総務省においては、イノベーションを阻害しないことに留意しつつ、公正な競争を確保するため、適時適切に見直しを行うことが適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見 4-4-2	<p>【意見】</p> <p>一種指定事業者や二種指定事業者が提供し公正競争を確保する必要性の高い役務について、不当な優遇等が行なわれていないかを検証するために、本制度を導入いただくことに賛同いたします。</p> <p>NTT 東西殿の提供する FTTH アクセスサービスに関する卸役務の届出事項については、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」において規定されている「卸提供事業者の電気通信事業法上問題となり得る行為」が行なわれていないかどうかを検証するに十分な事項とする必要があると考えます。例えば、ガイドラインにおいては、特定卸役務の情報等</p>		

	<p>の提供について合理的理由なく卸先事業者によって差が生じることを、問題となり得る行為と規定しています。このため、卸役務の内容等の卸先事業者への提供日の実績・計画を、本制度の届出事項として規定することを要望いたします。</p> <p>二種指定事業者やそのグループ会社が提供する卸役務については、二種指定事業者やそのグループ会社が周波数や設備を共用することにより、その卸役務において不当なグループ内優遇が行なわれる懸念があります。このため、卸役務の内容として、グループ会社間での設備共有の実態が分かる設備構成図についても、本制度の届出事項として規定することを要望いたします。</p> <p>また、移動通信市場においては二種指定事業者の特定関係法人を含む主要三社グループによる協調的寡占状態にあり、主要三社のグループ内取引に不当な優遇がないかどうか広く検証する必要があると考えます。そのため、二種指定事業者の特定関係法人の提供する卸役務についても総務省殿における整理・公表の対象とすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>		
<p>意見4-5 諮問事項</p>	<p>一種指定設備を用いた卸役務の料金の適正性等の情報について、審議会等の第三者も含めた検証体制のみならず、卸先事業者からの意見聴取や検証プロセスの外部検証性の担保等を行った上で、総務大臣が、それらの検討プロセスで得られた情報を整理・公表することが必要。</p>		
<p>意見 4-5-1</p>	<p>【意見】</p> <p>そもそも設備のボトルネック性等に起因する一種指定事業者と、主として交渉力に起因する二種指定事業者では規制されるべき内容は異なっており、それぞれの制度目的に応じ公表されるべき情報も差分が生じることは必然であると考えます。</p> <p>我が国の通信市場を見てみると、市場支配力の濫用抑止を目的とした禁止行為規制の対象となっている唯一の二種指定事業者たる NTT ドコモ殿と同一グループに、一種指定事業者たる NTT 東西殿が存在しており、NTT グループに対する規制等は、他の通信事業者やグループに比較して強力なものとなるべきであり、今改正における卸契約に係る届出制度及び情報の整理・公表について、NTT 東西殿への規制が、他の事業者の規制と同等に抑えられている点については、規制の趣旨や目的に照らしても疑問を持たざるを得ません。</p> <p>また、第一種指定電気通信設備を用いた卸役務である、いわゆる「サービス卸」を提供する NTT 東西殿は持株会社である日本電信電話株式会社殿を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に電話加入権等の国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備(2014 年度末時点の加入者回線の設備シェアは 79.7%、光ファイバ回線の設備シェアは 78.3%)を保有し、FTTH 市場において 2015 年 9 月末時点でも 70%程度の契約数シェア(※4)を持ち続ける等、非常に強い市場支配力を有しています。このような中、「サービス卸」がボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を利用したサービスであり、本来であれば、「サービス卸」は「接続」と同等の規律が課されるべきところ、電気通信事業法改正及びサービス卸ガイドラインによって一定の検証性を担保することになっています。特に競争阻害的な料金及び提供条件等については、この検証の根幹であるため、厳格に検証するこ</p>	<p>【考え方4-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正電気通信事業法の施行により、NTT東西から届出を受ける情報について、総務省においては、NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した卸先事業者から意見聴取を行うとともに、審議会に報告する措置を講じることとしており、これらの措置を通じて、提供条件の透明性の確保を図っていくことが適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>とが必須であると考えます。</p> <p>卸料金の適正性等(例:卸料金と既存フレッツサービスの小売料金と比較して競争可能な水準で設定されているか、接続料金の値下げが適切に反映されているかどうか等)の情報について、審議会等の第三者も含めた検証体制のみならず、卸先事業者からの意見聴取や検証プロセスの外部検証性の担保等を行った上で、それらの検討プロセスで得られた情報を、総務大臣により整理し公表して頂く必要があると考えております。</p> <p>※4 MM総研「ブロードバンド回線事業者の加入件数調査(2015年9月末時点)」 (http://www.m2ri.jp/newsreleases/main.php?id=010120151201500)</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見 4-5-2	<p>【意見】</p> <p>NTT 東・西の光アクセスの「サービス卸」については、「事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備」し、「NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した事業者から意見聴取を行うとともに、審議会に報告」(平成27年4月20日総務省資料「電気通信事業法等の一部を改正する法律案について～世界最高水準のICT基盤の普及・発展に向けて～」)する措置を講じるとされていましたが、今回の改正省令案においては、「サービス卸」に係る検証体制について規定されておられません。</p> <p>この点、改正事業法において、総務大臣が一種指定事業者から届出られた内容等を整理し、公表することが規定されていますが、総務省が整理した情報が公表されても、「サービス卸」の提供を受ける事業者は、自社に提示された利用条件が他の事業者向けの条件と比べて本当に公平なのか確認できません。そのため、ボトルネック設備を保有するNTT東・西とNDAを締結した事業者が、最低限、市場支配的な事業者に対する契約条件、具体的には、禁止行為規制適用事業者間士の契約条件と比較ができるよう、当該契約に係る届出内容を確認できる仕組みを検証プロセスに盛り込む必要があります。また、「サービス卸」の利用はないものの、その利用を検討している事業者についても、NTT東・西とNDAを締結した場合においては、同様にNTT東・西から届け出られた内容を確認できるようにし、総務省においては、それらを確認した事業者から必ず意見聴取を行い、公平性、透明性の検証に競争事業者が参画できるようにすべきと考えます。</p> <p>さらに、検証の実効性を高める観点から、総務省が整理した結果については審議会に報告するのではなく、審議会に諮って承認を得る仕組みにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
意見4-6 諮問事項	<p>二種指定設備を用いた卸について、特定関係法人又は一定以上の規模を有する卸先に提供される場合に、その契約条件等を届け出るか、又は約款を届出・公表すると規定されたことは、提供条件等が不透明であった卸において一定の公平性担保に繋がることから望ましい。他方、従来から、ユーザ利便性の高いサービスについて、MNOの恣意的な判断により卸提供が拒否される事例があるため、今後は卸提供がなされるべきサービスに係る基準についても検討を行い、そのルールが明確化されることを要望。</p>		
	<p>【意見】</p>	<p>【考え方4-6】</p>	<p>【提出意見を踏まえ</p>

	<p>MVNOとMNO間の関係は、事業者間接続による場合(以下「接続」と、卸電気通信役務の提供による場合(以下「卸」と)に分かれており、以前から、接続については接続約款が届出、公表されておりましたが、卸についてはその契約条件等が不透明な状態が続いておりました。</p> <p>今般の施行規則改正において、二種指定設備を用いた卸について、特定関係法人または一定以上の規模を有する卸先に対して提供される場合には、その契約条件等について届出を行うか、または約款を届出、公表することと規定されたことは、従来その提供条件等が不透明であった卸において、一定の公平性担保に繋がることから、望ましいと考えます。</p> <p>一方で、卸においては、従来から、MVNO からの提供要望のある、ユーザ利便性の高いサービスについて、MNO の恣意的な判断により卸提供が拒否される事例があります。今後は卸提供がなされるべきサービスに係る基準についても検討を行い、そのルールが明確化されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前段については、整備案に賛同の御意見として承る。 後段については、MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNO ガイドライン」という。)案において、アンバンドルの要件を全て満たさない機能であっても、必要性・重要性が高いサービスに係る機能であることなど、一定の要件を満たす場合は、接続だけでなく、卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして「開放を促進すべき機能」に位置付けることとしている。 <p>総務省においては、当該 MVNO ガイドライン案の適切な運用を図ることによって、卸電気通信役務の円滑な提供の確保に努めることが適当である。</p>	<p>た案の修正の有無</p> <p>無</p>
<p>意見4-7 諮問事項</p>	<p>詳細な事項の届出が義務付けられる卸先電気通信事業者の条件について、第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務と同等である 50 万回線以上とされているが、フレッツ光市場(1900 万契約)と移動通信市場(約 1.8 億契約)は規模が異なるため、その差異を考慮した基準に見直すべき。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>本号イ〜フに掲げる事項の届出が義務付けられる卸役務について、第二種電気通信設備を用いる卸役務においては「通信モジュール向けに提供するものを除く」とされていることについて、賛同致します。</p> <p>通信モジュールは今後発展が見込まれる M2M・IoT サービスにおいて中心的な役割を果たすものであり、2020 答申において標榜された「異業種連携の加速」に資するものです。本号にて通信モジュール向けに提供する卸役務を届出対象外とすることにより、それらの機器・モノを提供する異業種との機動的な連携が図られ、イノベーション創出にも寄与することができ、2020 答申の趣旨に適うものと考えます。</p> <p>他方、本号イ〜フに掲げる事項の届出が義務付けられる卸先電気通信事業者の条件として、第二種電気通信設備を用いる卸役務においては特定関係法人以外の卸先電気通信事業者については 50 万回線以上とする案については見直すべきと考えます。</p> <p>当該届出基準(50 万回線以上)は、第一種電気通信設備を用いる卸役務における特定関係法人以外の卸電気通信事業者に対する基準と同等とされております。第一種指定電気通信設備については、光サービス卸も含めたフレッツ光市場が約 1,900 万契約(2015 年度 9 月末時点(出典:日本電信電話殿公表資料))に過ぎない一方、移動通信市場は約 1.8 億契約(2015 年度 6 月末時点(出典:総務省殿公表資料))に達しており、その市場規模は</p>	<p>【考え方4-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な事項の届出が義務付けられる卸先電気通信事業者については、固定通信市場(FTTH アクセスサービス)、移動通信市場(MVNO サービス)それぞれにおける公正競争に与える影響を考慮し、上位5社相当の契約数を有する者を対象とした結果、いずれも 50 万件以上と設定されたものであり、当該基準は適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	約 10 倍に相当します。各市場に与える影響を考慮するのであれば、市場規模に占める卸先電気通信事業者の回線数比率を考慮すべきであり、当該届出基準(50 万回線以上)については市場規模の違いを考慮した基準を設定すべきと考えます。 【株式会社NTTドコモ】		
意見4-8 諮問事項	二種指定事業者に加え、BWA(WIMAX2+、AXGPに限る)事業者が提供する卸役務について、事後報告制を設けることについて賛同。		
	<p>【意見】</p> <p>卸役務届出制が義務付けられる二種指定事業者に加え本報告規則案にて BWA (WIMAX2+、AXGP に限る)事業者が提供する卸役務について事後報告制を設けることについて賛同致します。</p> <p>当社以外の携帯電話事業者においては、各グループ内における携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しております。電波はモバイル市場における競争力の源泉であり、周波数割当に際しては総務省殿による厳正な審査に基づき実施されているものであることから、MNO 間の電波利用の連携に関しては MVNO に対する卸役務提供よりも一層の公平性が求められるべきです。</p> <p>2020 答申においても、『こうしたグループ一体経営により、グループ内のみへの優遇のほか、規制の適用を受ける必要のない程度に低い事業者を通じた規制の潜脱や、シェアの高い事業者と低い事業者との一体的な市場支配力の濫用が行われ、MVNO 等の主要なグループ以外の事業者の事業展開を阻害するおそれが生じてきている』と指摘されたところであり、第二種指定電気通信設備制度による規制対象とはならない BWA サービスに関する卸役務についても事後報告制を設けることにより、卸役務届出制度の趣旨であるグループ内外の公平性の確保に資するものと考えます。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>【考え方4-8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見4-9 諮問事項	FTTH への新規参入を促進するためには、現行の接続料体系を見直し、光配線区画に依存する事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差の解消が最も効果的。「サービス卸」は、料金等が NTT 東西の裁量に委ねられ、公平性・透明性が十分担保されないため、「接続」が「卸」と比較して不利な状況になることがないように制度設計をする必要があり、速やかに接続料体系の見直しを実施すべき。		
	<p>【意見】</p> <p>これまでの競争政策は、NTT 東西殿のボトルネック設備を開放し、「接続」により公平・透明な条件で貸し出すことで、公正な事業者間競争のもと、それぞれの事業者がサービスや料金を工夫できるようにし、サービス競争、料金競争を促進することに主眼が置かれてきました。そのような中、NTT 東西殿が敷設済みの光ファイバの利用率は半分程度にとどまっております。NTT 東西殿のファイバの利用促進、新規参入促進により普及率向上を図ることが喫緊の課題となっています。2015 年 5 月 8 日の情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会資料 1.P4 等でこれまでも指摘されているように、「新規参入事業者にとって採算が取れるレベルまで 1 芯線の主端末回線を共有する利用者の数を増やすことが困</p>	<p>【考え方4-9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について(平成27年9月。以下「接続制度答申」という。)」に示されたとおり、FTTH市場における競争を促進する観点から、事業者が資金力や事業戦略に応じて、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から合理的に選択できる環境が整備されることが重要であり、総務省においては、公正な競争の促進な 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>難な構造」の状況は依然として継続しており、「接続」によるFTTHサービスの参入障壁となっています。そのため、新規参入を促進するためにも、現行の接続料体系を見直し、光配線区画に依存する事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差を解消することが、最も効果的な施策と考えます。</p> <p>今年開始されたNTT東西殿の「サービス卸」はサービスの再販に過ぎず、サービススペック、料金についてはNTT東西殿の裁量に委ねられており、「接続」ほどの公平性・透明性が担保されているとは言い難く、「接続」を主体としたこれまでの競争政策から、公平性・透明性が充分担保されない「卸」へと主体を変更するという意味で競争政策の根幹を転換するものであり、公正な事業者間競争の観点から大きな問題と考えます。事業者間の競争を通じて、世界最高水準のIT社会の実現、経済活性化と国民生活の向上を図るためには、新規参入促進による市場の活性化が不可欠であり、公正な事業者間競争を確保し、FTTHサービスの多様化を図るためには、公平性・透明性、迅速性等を確保した「接続」を中心とした競争政策を継続していくべきです。そのためにも、「接続」が「卸」と比較して不利な状況になることがないように制度設計する必要があり、速やかに接続料体系の見直しを実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>どの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的の実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年12月の情報通信審議会に対する報告「NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について」の中で、総務省は、今後、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における「自己設置」「接続」「卸役務」の競争状況に関する検証を実施していくとしている。 ・ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、接続制度答申に示されたとおり、こうした評価や接続料の低廉化の状況等を踏まえ、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において、改めて見直しの検討を行うことが適当と考える。 	
--	---	--	--

5. 二種指定制度(携帯電話の接続ルール)の充実関係

(1) 総論

<p>意見5-1 諮問事項</p>	<p>NTT東西のみがボトルネック設備を有する固定市場と異なり、移動市場では、MVNOを含めた複数の事業者が激しい競争を行っている。このような違いを踏まえれば、今回の電気通信事業法の改正において、モバイル市場に係る第二種指定電気通信設備制度について固定市場に係る第一種指定電気通信設備制度と同等の規制としたことは、本来適当ではない。新たな制度の運用に当たっては、今後もMNO、MVNOを含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>モバイル市場は、NTT東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNOにとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中でMVNOを含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。</p> <p>上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種</p>	<p>【考え方5-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の第二種指定電気通信設備制度に係る法改正は、2020答申に基づき、MVNOの事業展開の円滑化を図る観点から必要な改正が行われたものである。 ・ 御指摘のMNOの設備投資やイノベーションに 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって、MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。</p> <p>このような中、本年 5 月に改正された電気通信事業法においては、モバイル市場に係る規制に関して、第二種指定電気通信設備制度の見直しが行われ、第一種指定電気通信設備制度と大きな差がない内容となっておりますが、市場環境や第一種・第二種指定電気通信設備制度の規制根拠の違いを踏まえれば、本来、実質的に第一種指定電気設備制度と同等の規制とすることは適切ではありません。モバイルトラフィックの増大が日本と同様に進展している欧米先進諸国においても、固定のボトルネック設備に対する設備開放ルールと同等のレベルの規制を MNO に課している例は見られません。モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。</p> <p>また、新たな制度の運用にあたっては、今後も MNO、MVNO も含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNO の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>係るインセンティブについて配慮することは重要と考えており、今回の MVNO ガイドラインの改正においても、「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する」旨が記載されているところである。</p>
<p>意見5-1に対する再意見 1</p>	<p>【再意見】</p> <p>第二種指定電気通信設備制度は、電波の割当てを受けた事業者(MNO)が MVNO 等の競争事業者との接続協議における交渉力を有することに着目した制度であるのに対し、第一種指定電気通信設備制度は固定系加入者回線のボトルネック性に着目した制度であり、それぞれの制度は創設の背景等が全く異なることから、「本来、実質的に第一種指定電気設備制度と同等の規制とすることは適切ではありません。」「モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。」「MNO、MVNO も含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNO の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。」とするKDDI株式会社殿の意見に賛成します。</p> <p>弊社としては、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備についてこそ、光ファイバの利用促進をはじめとした、より積極的なネットワーク開放の措置が講じられるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
<p>意見5-1に対する再意見 2</p>	<p>【再意見】</p> <p>二種指定事業者の接続約款記載の接続料については、改正電気通信事業法第 34 条第3項第2号の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められているところ、その具体的な算定方法については、過去の度重なる審議会・研究会等での議論を通じた累次のルール整備の結果とし</p>	

	<p>て、これまで「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下「二種指定ガイドライン」)」に規定されていたものが、今回新たに第二種指定電気通信設備接続料規則案(以下「接続料規則案」)に規定されることとなったものと認識しております。</p> <p>これにより、当社を含めた携帯電話事業者における接続料の適正性・公平性の更なる向上が図られるものと理解しております。</p> <p>当社はこれまでも、二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行ってきたところ、今後も、接続料規則案に則った対応を行っていく所存です。</p> <p>アンバンドル機能等については、現在の二種指定ガイドライン、並びに、今般改正の「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNO ガイドライン」という)」においても記載されているとおり、『二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮すること』及び、『事業者間協議による合意形成を基礎とすること』が、基本的な考え方として維持されており、この点、今後の競争環境の進展やイノベーションの推進による一層の国際競争力・産業競争力強化を図る観点から、当該枠組みの維持が必要であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	
<p>意見5-1に 対する再意見 3</p>	<p>【再意見】</p> <p>日本における下記の状況を踏まえると、二種指定事業者への規制は一種指定事業者への規制と同等のものであるべきであると考えます。</p> <p>①MNO3 社の協調的寡占状態が継続し MNO と資本関係の無い独立系 MVNO のシェアが著しく低い</p> <p>②MNO の設備開放条件の違いなどから大多数の独立系 MVNO は NTT ドコモ殿の設備を利用しており、独立系 MVNO が利用するホスト MNO のシェアに著しい偏りがある</p> <p>③移動通信市場において設備のボトルネック性が認められないとされた平成 12 年電気通信審議会第一次答申「接続ルールの見直しについて」(平成 12 年 12 月)が出された当時と異なり、移動通信サービスの位置付けは個人単位でのオプションな通信手段から今や国民生活や経済・社会活動に不可欠な基盤として重要な役割へと変化している*</p> <p>また、日本における規制と欧米先進諸国の規制を比較されていますが、上記①と②については日本と欧米先進諸国では状況が異なっており、日本の MNO に対する規制を欧米先進諸国における規制と同等とすべきであるとの議論は適切ではないと考えます。</p> <p>※「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に対する弊社等意見(意見 4-28)に対する総務省殿の考え方</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	

(2)アンバンドル機能等

<p>意見5-2 諮問事項</p>	<p>アンバンドル機能等に係る基本的な考え方として二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮がなされ、また、事業者間協議による合意形成を基礎とする現行二種指定ガイドラインの枠組みが維持された点について賛同。</p>		
	<p>【意見】 アンバンドル機能等に係る基本的な考え方として二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮がなされ、また、事業者間協議による合意形成を基礎とするという現行二種指定ガイドラインの枠組みを維持された点について賛同致します。 移動体通信市場においては、これまでも MNO 間で熾烈な設備競争・サービス競争が行われている上、グローバル且つオープンな競争環境の進展により、MNO は、より一層多様化する利用者ニーズへの対応が求められるとともに、絶え間ないイノベーションの推進によって、より一層国際競争力・産業競争力強化へ貢献していくことが求められるものと考えており、上述のような基本的な考え方はこのような取組みを後押しするものと考えます。 引き続き、ユーザ利便の向上や移動体通信市場の更なる発展のため、かような枠組みを維持することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方5-2】 ・ 整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
<p>意見5-3 諮問事項</p>	<p>アンバンドル判断基準の「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言は、MNOの設備投資インセンティブを損なうことになるため、削除すべきではない。また、アンバンドル判断基準の「必要性・重要性が高いサービスに係る機能であること」については、どのような機能が必要性・重要性が高いと言えるのかが明確でないため、慎重にアンバンドル機能を定めることが必要。</p>		
	<p>【意見】 本ガイドラインの改定案において、アンバンドル判断基準の「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言が削除されていますが、MNO が新たな技術を導入した直後にアンバンドルすることを義務付けられると、MVNO のクリームスキミングにつながり、MNO の設備投資インセンティブを損なうこととなります。したがって、「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言は削除すべきではありません。 また、アンバンドル判断基準の「必要性・重要性が高いサービスに係る機能であること」については、どのような機能が必要性・重要性が高いと言えるのかが明確でないため、総務省による裁量が大きくなると考えられます。MNO の設備投資インセンティブを確保し、これまで機能していた競争が歪むことが無いよう、総務省においては、慎重にアンバンドル機能を定める必要があると考えます。</p>	<p>【考え方5-3】 ・ 需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能であっても、必要性・重要性などの他のアンバンドル要件が満たされる機能である場合には、接続事業者が、二種指定事業者と同等の時期にサービス提供を開始できるようにすることが、公正な競争を確保するために必要であり、アンバンドル要件から「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言を削除することは、適当である。 ・ また、必要性・重要性が高いサービスに係る機能は、技術の進展や市場の状況等に応じて異なるため、個別機能ごとにその該当性が判断されるべきであり、その際には、MVNO ガイドライン案において、注 26*で必要性・重要性が高いサービス</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

		<p>の例示が記載されている点や御指摘のMNOの設備投資インセンティブに配慮する旨が記載されている点も踏まえ、適切に判断することが必要である。</p> <p>※ 注26において、「具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する」と記載されている。</p>	
	【KDDI株式会社】		
意見5-4 諮問事項	<p>アンバンドルに当たっては、「二種指定事業者によるシステムの開発、接続約款の変更等は、他の事業者から当該二種指定事業者に対する具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れリスクを回避することが適当」という考え方は何ら変わらないことを確認させて頂きたい。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>アンバンドルにあたっては、本 MVNO ガイドライン案にて「事業者間協議による合意形成が基礎となることに加え、二種指定事業者の設備投資に係るインセンティブに配慮する」とされたことを鑑みれば、現行二種指定ガイドライン第 2 2 (1) イに規定される「二種指定事業者によるシステムの開発、接続約款の変更等は、他の事業者から当該二種指定事業者に対する具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れリスクを回避することが適当である」という考え方は本 MVNO ガイドライン案においても何ら変わらないことを確認させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方5-4】</p> <p>・ アンバンドルに当たっては、「他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」が要件とされていることから、システム開発等に必要接続事業者の具体的な要望について事前調査申込み等を通じて把握することは、従来と変わりはないところである。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見5-5 諮問事項	<p>新たな機能のアンバンドル化へのプロセスについては、当該機能を要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、当該協議の状況も踏まえた上で審議会・研究会による検討を経ることとする等を MVNO ガイドラインで明確化するとともに、アンバンドル機能等の指定に当たっては、同様の機能でも事業者によっては具備しない場合等があるため、各事業者のネットワーク等の違いを考慮することが必要。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>新たな機能のアンバンドル化へのプロセスについては、「意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努める」とものと理解していますが、より具体的に「当該機能を要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえた上で審議会・研究会による検討を経ること」とする等、本ガイドラインにおいて明確化する必要があります。その際、「アンバンドル機能」や「開放を促進すべき機能」への指定にあたっては、各社のネットワークや設備構成に違いがあることを踏まえると、同様の機能であっても、事業者によっては具備していない機能が存在したり、技術的・経済的観点でアンバンドルが困難な機能が存在するケースも想定されます。したがって、各事業者の事情を考慮し、指定する必要があると考えます。</p>	<p>【考え方5-5】</p> <p>・ アンバンドル要件である「技術的に可能であること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」については、各事業者のネットワークごとに、具体的な要望を有する接続事業者と二種指定事業者の間の協議を通じて明らかになるものであり、この点も踏まえ、MVNO ガイドライン案では、事業者間協議による合意形成を尊重・促進する旨が記述されている。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>今回の制度改正により、今後新たに二種指定事業者や、アンバンドル義務が課される機能が追加される可能性があります、その際も、各事業者の事情を考慮し、必要性を判断した上でアンバンドル機能を定める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
意見5-6	<p>本 MVNO ガイドライン案では、移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重しその促進を図るとしていることから、「開放を促進すべき機能」は、事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものであり、開放を前提に義務化するものでない点を確認させて頂きたい。</p>		
意見 5-6-1	<p>【意見】</p> <p>「開放を促進すべき機能」は、廃止前の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「注視すべき機能」として定められていた機能が該当すると思いますが、改正後の「MVNOにかかる電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」においても「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」としていることから、従前のおり事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>【考え方5-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「開放を促進すべき機能」は、いずれかの事業者に要望があり、かつ、必要性・重要性が高いサービスに係る機能であるため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして定められる機能である。 アンバンドル義務を課すか否かは、当該事業者間協議の中で「技術的に可能であること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」といった要件を満たすか否かを明らかにした上で判断されるものであり、「開放を促進すべき機能」に位置付けられることで開放が前提となるものではない。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見 5-6-2	<p>【意見】</p> <p>「開放を促進すべき機能」については、現行二種指定ガイドラインの「注視すべき機能」から名称変更されたものの、上述のとおり事業者間協議による合意形成が基礎であることを踏まえれば、協議を通じて要望の具体化が図られ、技術面・制度面・費用面等を MNO・MVNO 双方が総合的に勘案した上、その実現可否や実現方法が決定するものとなる考えます。</p> <p>上記を踏まえれば、現行二種指定ガイドラインにおける「注視すべき機能」と同様に、事業者間協議の更なる促進を図るものとして位置づけられる機能であり、当該機能の開放を前提にこれを義務化するものではない点を確認させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
意見 5-6-1 に対する再 意見	<p>【再意見】</p> <p>平成 27 年 12 月 10 日に提出いたしました「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に対する弊社意見書でも述べさせていただきましたが、「開放を促進すべき機能」は、改正前の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「注視すべき機能」として定められていた機能が該当すると思いますが、改正後の「MVNO にかかる電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」においても「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認め</p>		

	<p>られないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」としていることから、従前のおり事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見5-7	HLR/HSS 連携機能がMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの「開放を促進すべき機能」に付け加えられることに賛同。		
意見 5-7-1	<p>【意見】</p> <p>当協会 MVNO 委員会が平成 26 年 3 月に公表した「MVNO の事業環境整備に関する政策提言」において、HLR/HSS 機能のアンバンドル化を、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(二種指定ガイドライン)の「注視すべき機能」に追加することが相当であるとの提言を行いました。今般、二種指定ガイドラインとMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(MVNO 事業化ガイドライン)の統合に併せ、HLR/HSS の開放に関する記載が MVNO 事業化ガイドラインの「開放を促進すべき機能」に付け加えられることは、同提言の主張を満たすものであり、これを歓迎いたします。今後、MVNO 事業化ガイドラインに基づき、MNO と MVNO が当該機能開放に向けた事業者間協議を進め、アンバンドルの実現に向けた合意に到達する努力を行うべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>【考え方5-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p style="text-align: center;">無</p>
意見 5-7-2	<p>【意見】</p> <p>開放を促進すべき機能として、HLR/HSS 連携機能が追加されたことに賛同します。当該機能のアンバンドル化が実現することにより、MVNO 事業者が複数のキャリアに対応した独自 SIM を発行することや、独自の音声サービス提供等の可能性が生まれるなど、情報通信サービスの多様化につながり、利用者利便の向上につながるものと考えます。また、総務省殿には当該機能のアンバンドル化に向けて、更なる検討を進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>		
意見5-8	「すべての二種指定事業者が接続の請求等を受けて検討を行い、どの事業者においても基準を満たす可能性があることが明確になった段階で開放を促進すべき機能に位置づける」ことを MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインで明確化すべきであり、HLR/HSS 連携機能をガイドラインの「開放を促進すべき機能」に付け加えることは時期尚早。		
	<p>【意見】</p> <p>「開放を促進すべき機能」への位置づけに当たっては、「技術的に可能であること」、「過度な経済的な負担を与えないこと」を満たす可能性がある場合とされていますが、事業者から接続の請求等がない二種指定事業者が検討に着手していない段階で、別の</p>	<p>【考え方5-8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HLR/HSS連携機能は、2020答申で指摘されているとおり、MVNOによるマルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自SIMの発 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p>

	<p>二種指定事業者がこれらの基準を満たしている可能性がある」と総務省が判断すれば、当該機能に位置づけられてしまうおそれがあると考えます。したがって、「すべての二種指定事業者が接続の請求等を受けて検討を行い、どの事業者においても基準を満たす可能性があることが明確になった段階で開放を促進すべき機能に位置づける」ことを本ガイドラインで明確にする必要があると考えます。</p> <p>これらの点に鑑みれば、「MVNO が設置・運用する HLR/HSS を MNO のネットワークで利用する機能」については、「HLR/HSS」を開放することで実現するサービスや、その実現にあたって「HLR/HSS」以外の代替手段が存在しないのか等、実質的に具体的検討がなされておらず、「必要性・重要性が高い」の要件を十分に満たしているとは言えません。したがって、今回規定することは時期尚早であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>行、更にはサービス設計の自由度を持った音声サービスの提供等を可能とするために必要な機能であり、その必要性・重要性が十分に高いこと、いずれかの事業者に MVNO から機能のアンバンドルの要望があることから、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当である。</p> <p>・ なお、全ての二種指定事業者に対し接続の請求等を行うことを要件とすることは、機能開放を要望する事業者の負担が大きいこと、また、「開放を促進すべき機能」に位置付けられることで直ちに開放が義務付けられるものではないことから、適当でないと考えます。</p>	無
<p>意見5-9 諮問事項</p>	<p>加入者管理機能(MVNO による HLR/HSS 保有)は、直ちにアンバンドル機能として指定すべき。</p>		
<p>意見 5-9-1</p>	<p>【意見】</p> <p>MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNO ガイドライン」)において、HLR/HSS 連携機能がアンバンドル機能等の『開放を促進すべき機能』として明記されたことは、同機能に関する事業者間協議を前進させうるものであり、歓迎致しますが、引き続き同機能を、第二種指定電気通信設備接続料規則案および MVNO ガイドラインに定める『アンバンドル機能』に加えるべく、検討が進められることを希望します。</p> <p>2014 年 12 月に公表された『2020 年代に向けた情報通信政策の在り方答申』においては、同機能について、「まずは事業者間協議を進め、その状況を踏まえて検討する」とされたところですが、既に 2011 年から同機能の接続の申込みがなされ、長らく事業者間協議が行われてきているにも関わらず、未だ実現していないばかりか、進展すら見られず、その見通しも立っておりません。</p> <p>また、従来、同様の位置づけにあった第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおける、アンバンドルを『注視すべき機能』においても、実態として数年以上に渡って「注視」されていただけの機能が存在したことを踏まえると、今般の改正に留まらず、同機能の実現へ向け、より積極的に推進していくべきだと考えます。</p> <p>同機能は、MVNO ガイドラインに規定されるアンバンドル機能を設定する場合の要件にも以下の通り合致しており、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①MVNO からの明確な要望があり、 ②欧米において多数例が見られることから明らかな通り、技術的に可能であり、我が国においてそれを排除する理由もなく、 ③MNO に過度な経済的負担を与えることなく実現でき、 	<p>【考え方5-9】</p> <p>・ HLR/HSS 連携機能については、現在、事業者間協議が行われており、現時点では、MVNO の希望するサービスの実現に当たり、二種指定事業者のネットワークで必要となる機能の具体的内容や技術仕様等が固まっていない状況にある。</p> <p>・ このため、まずは、事業者間協議の中で、必要な機能の具体的内容や技術仕様等を明らかにすることが必要であるため、当該機能は、事業者間協議の更なる促進を図るものとして「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>④MVNO による多様なサービス提供に寄与し、ひいては利用者利便の高いサービスに係る機能であることから、直ちにアンバンドル機能として指定されるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	
意見 5-9-2	<p>【意見】</p> <p>1. 今後の事業者間協議の進展や諸外国での実例動向も踏まえ、加入者管理機能(HLR/HSS 連携機能)をアンバンドル機能にさらに昇格させることを検討すべき。</p> <p>2. 事業者間協議を更に促進するための措置として、事業者間協議において MNO が MVNO へ開示すべき項目の明示と情報開示の徹底、協議期間の目安の設定などの環境整備を図っていくべき。</p> <p>3. その他、競争環境促進の観点から、以下の施策を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争環境を評価する KPI と将来像の設定 <ul style="list-style-type: none"> -KPIの設定(例;MVNO シェア、独立系 MVNO 事業者数、フル MVNO 事業者数) -加入者管理機能を活用した新サービス出現に向けた工程表 ・接続料金引き下げの更なる促進 <ul style="list-style-type: none"> -算定原価の年度ごとの公開 -実績値測定年度の当年度化 -長期増分費用(LRIC)方式の導入 ・その他、通信サービスとメールサービスのアンバンドル化等 <p>【意見理由】</p> <p>電気通信分野の競争環境をさらに促進するためには MVNO の振興が必要不可欠であり、全体として各種の制度設計が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	
意見 5-9-1 に対する再意見 1	<p>【再意見】</p> <p>HLR/HSS 連携機能のアンバンドル化が実現することにより、MVNO 事業者が複数のキャリアに対応した独自 SIM を発行することや、独自の音声サービス提供等の可能性が生まれるなど、情報通信サービスの多様化につながり、利用者利便の向上につながるものと考えます。総務省殿には当該機能のアンバンドル化に向けて、更なる検討を進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>	
意見 5-9-1 に対する再意見 2	<p>【再意見】</p> <p>また、同ガイドラインにおいて、アンバンドル等の判断基準においても、その設定要件が示されており、この点、「開放を促進すべき機能」については、今回新たにその対象として追加された HLR/HSS 連携機能も含め、現時点において、「アンバンドルの要件を全て満たさない機能」として、「事業者間協議の更なる促進を図る」観点で指定されているものと理解しております。</p> <p>当社は、各事業者からの要望について、これまでも真摯に協議を行ってきておりますが、</p>	

	<p>今後も引き続き、技術面・費用面・制度面・ユーザ利便性等、総合的な観点を踏まえ、実現可否や実現方法等につき事業者間協議を行っていく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>
意見 5-9-1 に対する再意見 3	<p>【再意見】</p> <p>「いわゆる加入者管理機能(MVNO による HLR/HSS 保有)」については、平成 27 年 11 月 27 日付の「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての追加意見募集－MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改定－」により HLR/HSS 機能を「開放を促進すべき機能」として規定する案が示されたところです。</p> <p>この「開放を促進すべき機能」については、改正後の MVNO ガイドラインにおいて「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」としていることから、従前のおり事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものと考えます。</p> <p>なお、日本通信株式会社殿が「直ちにアンバンドル機能として指定されるべきである」との意見を提出された加入者管理機能(HLR/HSS 機能)は、具体的な要望について協議を行っているところであると認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>
意見 5-9-1 に対する再意見 4	<p>【再意見】</p> <p>二種指定設備のアンバンドル等へのプロセスについては、上記の趣旨を踏まえ、まずは当該機能を要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定されているアンバンドル判断基準に照らし合わせ、「意見公募を実施するなど、手続きの公正性・透明性の確保に努める」ものと理解しております。その際、「アンバンドル機能」や「開放を促進すべき機能」への位置づけにあたっては、各社のネットワークや設備構成に違いがあることを踏まえ、同様の機能であっても、事業者によっては具備していない機能が存在することや、技術的・経済的観点でアンバンドルが困難な機能が存在するケースも想定されるため、各事業者の事情を考慮した上で個別に判断することが必要と考えます。</p> <p>なお、「HLR/HSS 連携機能」については、当該機能を開放することで実現するサービス等、実質的に具体的な検討がなされておらず、すべてのアンバンドル判断基準を満たしている可能性があるとは言えないため、現時点において「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に加えることは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>
意見 5-10	<p>今回の音声伝送交換機能の接続箇所は、中継事業者識別番号を利用する方式を基本としているが、これ以外の方式も存在するため、今回規定さ</p>

諮問事項	れた接続形態以外の接続方式についても、その動向を注視し、省令改正等を視野に入れた検討を開始すること等を希望。		
	<p>【意見】 今般改正される施行規則において、二種指定設備との接続における標準的な接続箇所が示されておりますが、施行規則第23条の9の4第1号において定めている音声伝送交換機能の接続箇所が、中継事業者方式のみを想定した記載となっている点につき、強い懸念があります。</p> <p>中継事業者方式では、呼接続に際して中継事業者識別番号をダイヤルすることが基本であり、この方式では、近年の利用者習慣に照らして全く機能しないものと考えます。その結果、MNOとMVNOの音声接続分野における対等な競争環境が成立せず、携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースの主要なテーマである音声サービスに係るコストの低廉化にも繋がりにくいと考えます。</p> <p>音声接続においては、中継事業者識別番号を利用しない方式も存在し、このような方式による接続の申込みが実際に行われている例もあります。</p> <p>以上の点より、今回施行規則に規定された接続形態以外の接続方式についても、その動向を注視し、施行規則の改定等を視野に入れた検討を開始する等、総務省として適切な行政を行うことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>【考え方5-10】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案の音声伝送交換機能及びその標準的接続箇所は、接続事業者及び二種指定事業者の音声網間の接続において、現在実現している機能及びその接続箇所を規定するものである。 他方、音声伝送交換を実現する方式は、御指摘のとおり、整備案に規定された方式以外の方式も考えられるところ、まずは、要望する事業者と二種指定事業者との間の協議により、必要となる機能の具体的内容や技術仕様等について協議を行うことが必要であり、アンバンドル義務を課すか否かは、その結果等を踏まえ判断することが適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見5-11 諮問事項	「番号ポータビリティ転送機能」については、アンバンドルの判断基準のうち「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」を満たしていないため、アンバンドル機能に定めることは適切ではない。		
	<p>【意見】 第三項の「番号ポータビリティ転送機能」については、利用する事業者が限られており、代替する機能も存在しているため、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定されている、アンバンドルの判断基準のうち「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」を満たしていません。そのため、本条に定めることは適切ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>【考え方5-11】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号ポータビリティ転送機能に関しては、 「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会報告書(平成16年4月)」において、「携帯電話事業者以外の固定系事業者等の電気通信網から携帯電話事業者の電気通信網に対する接続は、電気通信設備の効率的運用の観点からは「リダイレクション方式」が望ましいが、固定系事業者等の発信元事業者において網機能開発が最小限に抑えられる点を重視し、「転送方式」とすることが適当と考えられる」とされていること 当該報告書を受け制定された、「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」においても「携帯系電気通信網以外から携帯系電気通信網への接続については「転送機能」を基本とし」とされていること 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見5-11に対する再意見	<p>【再意見】 左記の指摘通り、「番号ポータビリティ転送機能」の記載だけでは利用事業者が限られ、代替機能も存在するというのであれば、「番号ポータビリティ転送機能」を接続料規則から削除するのではなく、むしろその代替機能も含めて、網羅的に規定するべきだと考えます。今般、番号ポータビリティに関する機能がアンバンドル機能として規定されたのは、番号ポータビリティ機能が必要性・重要性が高いサービスであり、またMVNOの参入促進にも資するとの判断によるものと思料しています。</p> <p>上記背景を鑑みると、仮に「番号ポータビリティ転送機能」の記載を削除したとすれば、同機能の接続料が各事業者の恣意的判断のもと設定され得ることになり、却って利用者料金の高額化を招くなど、好ましくない結果となる可能性が生まれてしまいます。</p>		

	<p>むしろ、番号ポータビリティに関する実現方法を規則上に網羅的に規定することで、番号ポータビリティ機能のアンバンドル化の実効性の確保に寄与するものと考えます。</p> <p>先の意見募集において、弊社意見でも、「音声伝送交換機能」の接続方式が限定的な記載となっている点について意見を述べさせていただきましたが、これらのアンバンドル機能に係る規定の記載が網羅的でないことにより、例外条件が見出され、結果的に規定が形骸化してしまうことの無いよう、総務省におかれては、その動向を注視し、省令等の改定を実施する等の適切な行政が行われることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>・当該機能を引き続き利用する事業者が見込まれること</p> <p>を踏まえれば、依然として必要性・重要性は認められるものと考えられる。</p>	
--	--	--	--

(3) 接続料の算定方法

<p>意見5-12 諮問事項</p>	<p>第二種指定電気通信設備に係る接続料算定方法等が本接続料規則案等に規定されることにより、一層の適正性・公平性の向上が図られることを期待。</p>		
<p>意見 5-12-1</p>	<p>【意見】</p> <p>第二種指定電気通信設備に係る接続料算定方法等が本接続料規則案にて規定されることにより、本接続料規則案第1条(目的)のとおり、「もって機能ごとの接続料が(中略)能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保」され、一層の適正性・公平性の向上が図られることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方5-12】</p> <p>・整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
<p>意見 5-12-2</p>	<p>【意見】</p> <p>本 MVNO ガイドライン案における接続料の算定方法に係る考え方や各種規定は、現行二種指定ガイドラインの考え方や枠組みを踏襲するものであると理解しております。</p> <p>当社はこれまでも現行二種指定ガイドラインに則り算定を行ってきたところ、引き続き、携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料算定の更なる適正化のバランスの観点も踏まえ、適正性・公平性の向上が図られることを期待致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>意見5-13</p>	<p>MVNO ガイドライン案 2(2)2イ(注:二種指定事業者の接続に係る規律)は、アンバンドル機能(電気通信事業法第34条第3項第1号の口の機能)について、第二種指定電気通信設備接続料規則案(及び本 MVNO ガイドライン案)に定められた算定方法に基づき、算定がされる趣旨であることを明文化するのが望ましい。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>当社を含めた二種指定事業者においては、電気通信事業法第34条第3項第1号の口に定められる機能につき、第二種指定電気通信設備接続料規則案(及び、本 MVNO ガイドライン案)に定められた算定方法に基づき、接続料を算定することが求められると認識しております。</p>	<p>【考え方5-13】</p> <p>・MVNO ガイドライン案2(2)2イ(二種指定事業者の接続に係る規律)は、アンバンドル機能について、第二種指定電気通信設備接続料規則案及び MVNO ガイドライン案に定められた算定方</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>上記を踏まえ、二種指定事業者に係る接続料の算定方法に係る考え方について明確化を図る観点から、MVNO ガイドライン案 2(2)2 イは、電気通信事業法第34条第3項第1号のロに定められる機能につき、第二種指定電気通信設備接続料規則案(及び、本 MVNO ガイドライン案)に定められた算定方法に基づき算定がされる旨、明文化するのが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>法に基づき、算定される趣旨であることを明文化したものである。</p>	
意見5-14 諮問事項	<p>アンバンドル機能について、接続料規則案の算定方法等に準拠して算定された接続料に基づき接続約款の届出を行い、これにより他事業者と接続に関する協定を締結している限りにおいて、不当な競争を引き起こすことはない点について確認させて頂きたい。</p>		
	<p>【意見】 本接続料規則案において、電気通信事業法第34条第3項第1号のロに定められる機能(以下「機能」という)ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法等を定め、「もって機能ごとの接続料が(中略)能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保すること」が目的であると規定されております。 加えて、二種指定事業者は、電気通信事業法第34条第4項により、「届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない」とされております。 この点、当該機能においては、その算定方法等が本接続料規則案で規定されており、これに準拠して算定された接続料に基づき接続約款の届出を行い、これにより他事業者と接続に関する協定を締結している限りにおいて、不当な競争を引き起こすことはない点について確認させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方5-14】 ・ 今回の整備案に基づき、適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない金額を接続料とし、接続約款の届出を行い、他事業者との接続に関する協定を締結している場合には、御意見のとおりと考える。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見5-15 諮問事項	<p>接続料の算定方法は、将来原価方式や長期増分費用方式を採用すべきという考え方もあるなど、議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望。</p>		
	<p>【意見】 今般の電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」)改正に際し、従来は第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」)制度の運用に関するガイドラインで定められていた接続料算定方法等について、省令等にて規定されることとなりました。 接続料算定方法については、平成24年から25年にかけて行われた「モバイル接続料算定に係る研究会」においても議論がなされてきましたが、「更に詳細な検討が必要」等として、結論の導出には至っておりません。 また、同研究会で議論された以外にも、接続料算定には様々な論点が考えられます。 例えば、接続料算定における「原価」について、MNO においては顧客向けの価格に含まれる原価に将来原価を採用している例が存在しているところ、MVNO においては、実績原価に基づく接続料しか採用し得ないため、利用者料金に適用される原価の基準が異なる例などが存在し、このような不整合を改善するための理論的にも合理的な接続料原価とし</p>	<p>【考え方5-15】 ・ 今回の整備案は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」で整理されている接続料の算定方法をベースに制度化したものであるが、接続料の算定方法は、御指摘の方式を含め様々な考え方があることから、まずは今回導入した制度の運用・検証等を行い、その状況等も踏まえ、総務省において適時適切に検討・見直しを行うことが適当である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

	<p>て、将来原価や長期増分費用方式に基づく原価を採用すべきであるという考え方もあります。</p> <p>以上のように、接続料算定に関する議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において再度研究会等を開催し、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>		
意見 5-15 に対する再意見	<p>【再意見】</p> <p>「モバイル接続料算定に係る研究会」において結論の導出に至っていない論点等について、総務省殿において再度研究会等を開催して検討し考え方を明確にするべきとのご意見に賛同いたします。結論の導出に至っていない論点には、接続料算定式の分母に当る需要の測定方法についても含まれるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 ケイ・オブティコム】</p>		
意見 5-16	<p>本接続料規則案における「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」(注:適用年度の当年度の実績値で遡及精算を行う場合)の判断は、二種指定事業者が行い、当該判断につき適正性等の観点から総務省が引き続き必要な検証を行うこととなる点、また、MVNO ガイドライン案の記載のとおり、当該判断の対象は、データ伝送交換機能に係る接続料である点を確認させて頂きたい。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>先般、2015年3月の二種指定ガイドラインの改正において、接続料の急激な変動についての判断にあたっては「二種指定事業者が、データ接続機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断する場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行うことを規定しており、総務省は当該事業者の判断について適正性等の観点から必要な検証を行う」との総務省殿の考えが示されております。</p> <p>上記を踏まえれば、本接続料規則案における、「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」との判断は二種指定事業者が行い、当該判断につき適正性等の観点から総務省殿が引き続き必要な検証を行うこととなるものと考えており、この点について確認させて頂きたいと考えます。</p> <p>また、二種指定事業者が当該判断を行う対象については、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法に関するガイドライン」の一部改正案(以下「MVNO ガイドライン案」という)における2 (2) 2) イ (ウ) ア) 精算に関する遡及時点に「当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能にかかる接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。」との記載があるとおり、本条ただし書きの対象はデータ伝送交換機能に係る接続料である点を確認させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>	<p>【考え方 5-16】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案では、接続料の急激な変動があると認められる場合には、算定期間の翌年度の期首まで遡及する原則の例外として、算定期間の期首まで遡及して精算することとしているが、当該急激な変動の判断は、御指摘のとおり、まずは二種指定事業者が行った上で、総務省が適正性等の観点から必要な検証を行うものである。 また、この判断の対象が、当面、データ伝送交換機能の接続料であることは、MVNO ガイドライン案に記載のとおりである。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見 5-16 に対する再意見	<p>【再意見】</p> <p>「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」との判断については、接続料協議の当事者である二種指定事業者が行うのではなく、総務省殿が行うべきであると考え</p>		

	<p>ます。当該判断が二種指定事業者により実施される場合、二種指定事業者の恣意的な判断により適正な水準以上の接続料をMVNOが支払うことになることが危惧されます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>		
<p>意見5-17</p>	<p>接続料の精算について、本MVNOガイドライン案もその考え方や枠組みは変わらない点につき、確認させて頂きたい。また、本MVNOガイドライン案において、あくまで月次の精算に用いる暫定値に過ぎないものが、「仮払い接続料」や「暫定接続料」といった記載表現を用いることで、一物一価であるべき接続料において、複数の料金水準が存在するかのように解釈され得る懸念があり、各社の会計処理や事業計画にも影響があると想定されることから、明確化の観点を踏まえ、修正することが望ましい。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>接続料については、原則として第二種指定電気通信設備接続料規則案第16条にて「当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算をするものとする。」とされているところ、現行二種指定ガイドライン第5(5)アに言及されているとおり、接続料の算定作業には相当程度の期間や稼働が必要であり、当該精算を行うための接続料の確定は、概ね当該算定期間の翌年度末とならざるを得ないことから、確定までの間の接続料としては、前々算定期間の実績値に基づく接続料を適用することとなります。</p> <p>しかしながら、データ伝送交換機能においては、現行二種指定ガイドライン第5(5)イの規定において、望ましいものとされているとおり、MVNO事業者におけるキャッシュフローの負担軽減を目的とした月次の接続料の精算方法の方策として、前々算定期間の実績値に基づく接続料水準に替えて、合理的に設定した暫定値を用いているのが現状です。</p> <p>MNO・MVNOともに、現状、上記のとおり現行二種指定ガイドラインに沿った、適切な会計処理を行っていると思われるところ、本MVNOガイドライン案もその考え方や枠組みは変わらない点につき、確認をさせて頂きたいと考えます。また、本MVNOガイドライン案において、あくまで、月次の精算に用いる暫定値に過ぎないものが、「仮払い接続料」や「暫定接続料」といった記載表現を用いることで、一物一価であるべき接続料において、あたかも、複数の料金水準が存在するかのように解釈され得る懸念があります。</p> <p>このことは、当該期間中における会計処理等において、如何なる水準を用いることが適切かといった点が曖昧となる懸念があり、各社の会計処理や事業計画にも影響があると想定されることから、明確化の観点を踏まえ、修正するのが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>【考え方5-17】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MVNOガイドライン案は、接続料の精算に対する考え方や枠組みを変更するものではないところ、御意見を踏まえ、MVNOガイドライン案2(2)イ(ウ)イについて、次のとおり、修正する。 <p>(修正前)</p> <p>イ) 暫定接続料</p> <p>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、<u>当該算定期間における接続料の仮払いには、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料(以下「仮払い接続料」という。)を用いることとなる。</u>しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と仮払い接続料との精算額が過大となるおそれがある。このため、接続料の過去の増減トレンドを当てはめた額や仮払い接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定の接続料(以下「暫定接続料」という。)を仮払い接続料として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大又は不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">暫定接続料の設定に関する事業者間協議</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>有</p>

		<p>に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。</p> <p>(修正後)</p> <p>イ) 暫定値</p> <p>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、<u>算定期間の翌年度の期首までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定的な支払額として当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる</u>。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、<u>当該算定期間の実績値に基づく接続料と暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある</u>。このため、<u>暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方を講ずることが望ましい。</u></p> <p><u>合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。</u></p>	
<p>意見5-18 諮問事項</p>	<p>特定サービスの接続料が不当に高くなることのないよう、総務省において、接続料算定の基となる配賦整理書の適正性について継続的な検証を希望。</p>		

	<p>【総務省案】 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>【意見】 特定サービスの接続料が不当に高くなることのないよう、総務省殿におかれましては、接続料算定の基となる配賦整理書の適正性について継続的な検証をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【九州通信ネットワーク株式会社】</p>	<p>【考え方5-18】 ・ 接続料算定の適正性を担保することは、公正競争を確保する上で重要であるため、総務省においては、費用・資産の配賦の基準や手順を記載した「配賦整理書」を含め、接続料算定の適正性を継続的に検証することが適当である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見5-19	<p>接続料については、NTTグループの減価償却方法の定額法への変更により拡大が想定されるMNO間の接続料格差の妥当性を検証するとともに、当該検証では、接続料算定式の分母となる需要の測定方法には明確な規定がない点に留意することを希望。</p>		
	<p>【意見】 接続料につきましては、NTTグループ殿の減価償却方法の定額法への変更により、NTTドコモ殿の接続料が低廉化しMNO間の接続料格差が拡大することが想定されるため、接続料の格差の妥当性の検証や更なる低廉化に向けた検討を継続していただくことを要望します。特に、接続料算定式の分母となる需要の測定方法については明確な規定がなく、総務省殿における検証におかれましてはご留意いただくことを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>【考え方5-19】 ・ 適正な原価・利潤を需要で除した結果、MNO間で接続料格差が生じること自体は問題ないが、公正競争を確保する上では接続料算定の適正性を担保することが重要であるため、総務省において、減価償却方法の変更による原価算定や、需要の測定方法などを含め、接続料算定が適正に行われているかどうかを継続的に検証することが必要である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見5-19に対する再意見	<p>【再意見】 左記抜粋の意見に全面的に賛同するとともに、左記の通り、接続料算定に関する議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において再度接続料算定に係る研究会等を開催し、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>		

(4) 接続を円滑に行うために必要な事項等

意見5-20 諮問事項	<p>接続を円滑に行うための必要な情報提供について、一種指定事業者と同様に網機能計画の公表を促すと、モバイル市場の競争が機能しなくなり、技術革新のインセンティブが損なわれるため、二種指定事業者については、可能な範囲で網機能の提供にかかる情報を提供すれば良いことを確認させて頂きたい。</p>
-----------------------	---

	<p>【意見】 接続を円滑に行うための必要な情報提供の努力義務として「二種指定設備に将来追加される新たな機能等に関する情報」とありますが、モバイル市場は、NTT 東・西のみがボルトネック設備を保有し、実態として NTT 東・西に対抗、代替し得る競争相手が存在していない固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置して競争している市場であることに留意する必要があります。二種指定事業者に対して、一種指定事業者と同様に網機能計画の公表を促すと、モバイル市場の競争が機能しなくなり、技術革新のインセンティブが損なわれるため、二種指定事業者については、可能な範囲で網機能の提供にかかる情報を提供すれば良いことを確認させていただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>【考え方5-20】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者と二種指定事業者の間でサービス提供時期の同等性等を確保するためには、将来追加される新たな網機能等に関する情報が提供されることが望ましいが、一種指定事業者と同様の義務付けを行うことは、御指摘のとおり、技術革新のインセンティブを損うおそれがあるため、今回の改正電気通信事業法では、当該情報提供は、可能な範囲で行うことを求める努力義務とされているところである。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見5-21	<p>MVNO ガイドラインにおいて、MVNO の端末の調達に関して、事前確認試験費用の MVNO への開示や、MVNO が端末ベンダと協議を行う際の協力を、MNO の努力義務として新たに規定することに賛同。</p>		
	<p>【意見】 接続料算定方法の位置づけを明確にし、MVNO の普及促進や安定した事業運営を可能にすることから、接続料算定方法等を省令で規定することに賛同いたします。また、MVNO ガイドラインにおいて、MVNO の端末の調達に関して、事前確認試験費用の MVNO への開示や、MVNO が端末ベンダと協議を行う際の協力を、MNO に対する努力義務として新たに規定いただくことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>【考え方5-21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見5-22 諮問事項	<p>アンバンドル機能や接続料の算定方法が省令として規定されること、特に、MNO との回線利用開始処理のインターフェース開放に係る課題が省令として規定されたこと、MVNO への番号ポータビリティの迅速化に関してガイドラインへ掲載されたことに賛同。</p>		
	<p>【意見】 MVNO の事業運営にとり重要なドミナント規制である第二種指定電気通信設備制度において、アンバンドル機能や接続料算定方法が省令として規定されることは、規律の位置づけをより明確にし、MVNO の市場参入や安定した事業運営が可能となることから、これに賛同いたします。</p> <p>また当協会 MVNO 委員会が平成 26 年 3 月に発表した「MVNO の事業環境の整備に関する政策提言」において提言した MNO との回線利用開始処理のインターフェース開放に係る課題が省令として規定されたこと、MVNO への番号ポータビリティの迅速化に関してガイドラインへ掲載されたことについては、MVNO の公正な競争環境整備、および利用者の利便性向上の観点から、特にこれに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>【考え方5-22】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>【再意見】 モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中でMVNOを含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。このようなモバイル市場の特性に鑑み、二種指定設備のアンバンドル等に係るルールについては、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも配慮し、事業者間協議による合意形成を尊重することで、MNO、MVNO を含めたモバイル市場の一層の発展を図ることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
意見5-23 諮問事項	<p>「特定移動端末設備」に BWA 端末(WIMAX2+、AXGP に限る)を追加し、また、デュアル端末 1 台について、卸元事業者及び卸先事業者のそれぞれに端末数 1 として特定移動端末設備のシェアを算定することに賛同。</p>		
	<p>【意見】 「特定移動端末設備」に BWA 端末(WIMAX2+、AXGP に限る)を追加し、また、デュアル端末 1 台について、卸元事業者及び卸先事業者のそれぞれに端末数 1 として特定端末設備シェアを算定することに賛同致します。</p> <p>当社以外の携帯電話事業者においては、各グループにおける携帯電話、BWA 等を組み合わせ「電波利用の連携」が進展しており、グループとして一体的な経営がなされているところです。2020 答申においても、『携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である』とされており、本施行規則案は 2020 答申の趣旨に適うものと考えます。</p> <p>また、既に電波政策においては「グループ単位の契約数」を考慮した審査基準による周波数割当が行われているところであり、本改正により競争政策と電波政策との整合性がより一層図られるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方5-23】 ・ 整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見5-24 諮問事項	<p>MVNO への電気通信番号の直接割当てが実現するよう、総務省において直ちに本格検討が開始されることを希望。</p>		
	<p>【意見】 MVNO ガイドラインでは、「MVNO に対し、直接電話番号が指定されることはない」とされていますが、上述の項番4に記載した HLR/HSS 加入者管理機能(MVNO による HLR/HSS 保有)のアンバンドルに関連し、MVNO に対して電気通信番号が直接割当てられることを要望します。</p> <p>MVNO への電気通信番号の割り当ては、現行の電気通信番号規則においては MNO に割り当てられた電気通信番号を再割り当てする方法しかありませんが、この方法による場合、</p> <p>①国際標準規格外の、特殊な呼接続手順の導入が必須となることから、我が国特有の環境を構築せざるを得ないことに加え、環境構築にも莫大な開発費がかかること、</p>	<p>【考え方5-24】 ・ MVNO に対する電気通信番号(携帯電話番号)の直接指定は、HLR/HSS連携機能の開放と関連するところ、MVNOガイドライン案において、当該機能は「開放を促進すべき機能」に位置付けられ、更なる事業者間協議の促進を図ることとされていることから、当該事業者間協議の状況等を踏まえ、総務省において適時適切に検討を行うことが適当である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

	<p>②上記のとおり、大規模な開発が必要になるため、接続協議が著しく困難になる可能性が高く、実現時期が遅れること、 などから現実的ではなく、MVNO への電気通信番号の直接割り当てが実現するよう、関係法令の整備を進めるべく、総務省において直ちに本格検討が開始されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	
--	---	--

6. ドメイン名の名前解決サービスの信頼性等の確保関係

<p>意見6-1 諮問事項</p>	<p>国による信頼性確保の枠組みの必要性は理解するが、インターネットはグローバルな環境で運用されるものであり、国内企業が海外企業に比べ不利益を被らないようにしてもらいたい。インターネットが進化・変化していく中で、適切なタイミングで必要な見直しを行っていただきたい。</p>		
	<p>【意見】 DNSに限らず、グローバルな環境の中で運用されるインターネットを、国の法律というローカルな枠組みで規制すること自体が馴染まないものであると考えます。しかし、インターネットの社会的重要性が増す中で、DNSについても国が何らかの信頼性確保の枠組みを必要と考えることは、理解できないわけではありません。ただ、国内法ということで、日本国内の企業が海外企業に比べて不利益を被ることのないようにしていただきたいと考えます。 我々インターネット業界から見ると、ドメイン名電気通信役務の定義や、ドメイン名やIPアドレス、DNSなどの用語の定義など、法律の文言に違和感があるところも多く、法律や省令の解釈・運用にあたって誤解のないように、業界との密なコミュニケーションをお願いします。 インターネットが進化・変化していく中で、適切なタイミングで必要な見直しを行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本レジストリサービス】</p>	<p>【考え方6-1】 ・ 総務省においては、民間主導かつグローバルな連携・協調のもと発展してきたインターネットの特性を十分に認識した上で、今後も、関係者との連携を密にし、また、諸外国の動向を注視すること等により、ドメイン名電気通信役務に係る制度の適切な運用や必要に応じた見直しを行うことが適当である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
<p>意見6-2 諮問事項</p>	<p>インターネットのグローバル性に鑑み、DNSに規律を課す目的・内容について、政府がICANN等に情報公開と十分な説明を行い、環境変化があった場合は迅速な制度改正が必要。また、地方公共団体の名称を表すドメイン名については、その推薦を行った地方公共団体との連携が適当。</p>		
	<p>【意見】 平成26年12月の「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」答申(以下、「答申」と呼ぶ)の記載においては「法律による規律」はあくまで『選択肢の一つ』であり、他の手段も提案されておりました。法律で規律することは、DNSがグローバルに運用されているインターネットの特性上、国際的な議論やルールと矛盾のない形で日本国内のみに適用される手法の実現は、困難を伴うものであると認識しております。 しかしながら、平成27年5月に改正された電気通信事業法(以下、「事業法」と呼ぶ)により、DNSも法律による規律を課されることとなりました。答申では「規律の内容・対象については、必要最小限とすることが適当」となっており、事業法により課された規律、その実態を</p>	<p>【考え方6-2】 ・ インターネットは、日本国内に閉じた形ではなく、グローバルな環境で運用されるものであり、また、地理的名称に係るドメイン名は、地方公共団体が支持を行っている公共性が高いものであることに鑑みれば、御指摘のとおり、ドメイン名電気通信役務に係る制度については、情報公開や説明等により関係者と緊密な連携を行うとともに、環境変化に応じ必要な見直しを行うことが適</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

	<p>定める電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正案は信頼性および透明性の確保を目的とする必要最小限のものであると存じます。</p> <p>ただし、これらの一連の法制化については、インターネットのグローバル性に鑑み、その目的および内容について、ICANN等を含むグローバルなインターネット・コミュニティに対して政府による情報公開と十分な説明が必要であると考えます。</p> <p>また、インターネットを取り巻く環境は今後とも変化していくことから、DNSを取り巻く環境に変化があった場合には事業法および関係省令等についても遅滞なく改正することが必要と考えます。</p> <p>さらに、ドメイン名の一部を定める告示案に記載されているうち、地方公共団体の名称をあらわすものについては、そのドメイン名の推薦を行った地方公共団体と政府の間で十分な連携がなされることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター】</p>	<p>当である。</p>	
<p>意見6-3 諮問事項</p>	<p>同一の都道府県内で「専らドメイン名関連事業の用に供する事業用電気通信設備」と「それ以外の事業の用に供する事業用電気通信設備」を設置している場合、後者の設備の関係で選任される電気通信主任技術者の職務には、前者の設備に関するものも含まれるように捉えうるため、電気通信主任技術者の職務から、専らドメイン名関連事業の用に供する事業用電気通信設備に関するものを除外すべき。</p>		
	<p>【意見】</p> <p>電気通信主任技術者規則第3条第4項中「次のとおり」の下に「(専らドメイン名関連事業の用に供する事業用電気通信設備に関わるものを除く。)」加えるように希望します。</p> <p>(理由)</p> <p>第3条第1項第2号により都道府県ごとに電気通信主任技術者を選任する場合で、同一都道府県内で専らドメイン名関連事業の用に供する事業用電気通信設備とそれ以外の事業の用に供する事業用電気通信設備を持っている場合、その選任された電気通信主任技術者の職務からドメイン名関連事業を除外した方がよいと思います。</p> <p>法第44条第1項で、法第41条の2に規定する電気通信設備を含めて「事業用電気通信設備」というと定義されており、法第45条第1項で「事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し総務省令で定める事項を監督させるため」になっているため、解釈の仕方次第でドメイン名電気通信役務の用に供する事業用電気通信設備も監督の範囲に入っているとも取れると思います。</p> <p>第3条第1項第1号により事業場ごとに選任する必要のない専らドメイン名関連事業の用に供するものに関して同項第2号により都道府県ごとに選任された電気通信主任技術者が監督する必要はないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方6-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の整備案により、事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業の用に供するものである場合は、電気通信主任技術者の選任義務の適用除外となる。 御指摘の「同一都道府県内で専らドメイン名関連事業の用に供する事業用電気通信設備」と「それ以外の事業の用に供する事業用電気通信設備」を設置している場合には、電気通信主任技術者の選任義務は「それ以外の事業の用に供する事業用電気通信設備」にのみ課され、かつ、選任された電気通信主任技術者の職務の範囲は、当該「それ以外の事業の用に供する事業用電気通信設備」に限られることとなるため、原案のとおりとすることが適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

7. 加入光ファイバに係る8收容の原則に関する規定関係

<p>意見7-1 諮問事項</p>	<p>省令改正を踏まえ、接続約款に「8收容」の原則を規定し、引き続き適切に運用していく考え。</p>		
	<p>【意見】 当社はこれまで業務運営上やユーザ対応上止むを得ない場合を除いて、一の光配線区画で利用する一の接続事業者ごとの主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を收容する必要性が生じた際に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容する運用をしてきたところであり、今回の施行規則改正を踏まえ、接続約款へ当該運用内容を規定し、引き続き適切に運用していく考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>【考え方7-1】 ・整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
<p>意見7-2 諮問事項</p>	<p>「8收容」の原則による收容効率の改善のみでなく、早急に接続料体系の見直しを行い、実効性のある「接続」促進によるサービスの多様化等を進めることで、光ファイバの利用拡大を図ることが必要。</p>		
	<p>【意見】 NTT東西殿が敷設済みの光ファイバの利用率は半分程度にとどまっており、NTT東西殿のファイバの利用促進、新規参入促進により普及率向上を図ることが喫緊の課題となっています。その対策として、2012年3月の情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申を受け、NTT東西殿の提案に基づき、既存の光配線区画の見直し及び接続事業者向け光配線区画の新設等の取組が行われましたが、配線区画の見直しは、既存の光配線区画の統合実績がごく僅かに留まる状況であり、接続事業者向け光配線区画の新設も利用料や設備的な問題から利用実績がなく、競争促進の効果が全くなかったと考えます。例えば、ITUによる“ICT Development Index 2015”（※5）において日本は11位となり、2010年と比較してランクを下げましたが、固定ブロードバンド契約数のポイントが他の項目と比較しても大きく悪化要因となっており、光ファイバの利用促進による固定ブロードバンドの契約数増加が喫緊の課題であると言えます。2015年5月8日の情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会資料 1_P4等でこれまでも指摘されているように、「新規参入事業者にとって採算が取れるレベルまで1芯線の主端末回線を共有する利用者の数を増やすことが困難な構造」の状況に変わりなく、「接続」によるFTTHサービスの参入障壁となっています。そのため、新規参入を促進するためにも、現行の接続料体系を見直し、光配線区画に依存する事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差を解消することが、最も効果的な施策と考えます。 従って、本改正で示された收容効率の改善のみでなく、早急に接続料体系の見直しを行い、実効性のある「接続」促進によるサービスの多様化等を進めることで、光ファイバ利用拡大を図る必要があると考えます。 ※5 https://www.itu.int/net4/ITU-D/idi/2015/#idi2015rank-tab</p>	<p>【考え方7-2】 ・接続制度答申において示されたとおり、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」を含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において、改めて見直しの検討を行うことが適当である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

		【ソフトバンク株式会社】	
意見7-3	光配線区画の特定をより容易にするための電柱等設備に係る情報開示告示の改正を踏まえ、速やかに接続約款の変更を行う考え。		
	<p>【意見】</p> <p>光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、全ての電柱等設備がどの光配線区画に属するかを示す情報を新たに提供していく考えであり、既にこれを要望する接続事業者と協議を行い、提供に向けた準備を進めております。</p> <p>これにより、接続事業者からは光配線区画の境界が明確になり、光配線区画の特定が現状に比べ容易になるとの評価をいただいております、当社としてはご要望を踏まえ、情報開示告示の改正後、速やかに接続約款の変更を行う考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>【考え方7-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

8. 海外からの持ち込み端末に関する規定関係

意見8-1	海外からの持ち込み端末関係に係る規定の整備について賛同する。なお、条件を定める告示案については、指定外の端末機器は使用できない旨を 入国時等に多国語での周知広報を行うべき。		
	<p>【意見】</p> <p>海外からの持ち込み端末関係に係る規定の整備について賛同いたします。</p> <p>但し、総務大臣が別に告示する条件を定める告示案については、指定外の端末機器は使用できない旨、入国時等多国語での周知広報を行い、端末設備の接続にあたっては、電気通信事業法の「端末設備の接続の技術基準」、3つの原則を遵守し電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉の増進を願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>	<p>【考え方8-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案に賛同の御意見として承る。 また、整備案の公布後、周知活動を行っていく予定であり、御意見は、当該周知活動を行う上での参考とさせていただきたい。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

9. その他

意見9-1	電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達のため、電気通信市場における競争状況を定期的に監視し検証し続けることが不可欠であり、新たな競争評価制度等により十分に競争環境を担保する必要がある。		
	<p>【意見】</p> <p>国内通信市場における主要グループの減価償却前営業利益(EBITDA)を比較すると、2014年度決算において、NTTグループが2.5兆円(※1)であるのに対し、KDDIグループが1.3兆円(連結ベース)(※2)、弊社グループが1.3兆円(国内通信会社のみ)(※3)となっており、KDDIグループと弊社グループを合計した値とNTTグループの利益が同程度になっています。NTT東西殿の「光コラボ」進展によりNTTドコモ殿によるFTTHサービス販</p>	<p>【考え方9-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場環境の変化が著しい情報通信分野においては、市場動向を適切に分析・検証し制度改善を図るとともに、各種規制の実効性を担保し、競争環境を維持することが重要となっており、2020 答申においても、「行政が、統一的な運営 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>売が拡大する等グループ内連携が強化され、2015 年度以降さらなる利益拡大が見込まれる一方、接続事業者は NTT 東西殿のレガシー系設備の接続料の上昇等の要因により利益が圧迫される状況も懸念されます。利益拡大の結果NTTグループ企業各社の競争力が強化され、これが電気通信市場における市場支配力の強化につながり、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に弊害が生じる可能性も決して否定できないものと考えます。従って、電気通信市場における競争状況、特に NTT グループ各社の市場支配力の影響を定常的に監視し検証し続けることが不可欠であり、新たな競争評価制度等により十分に競争環境を担保頂く必要があると考えます。</p> <p>※1 日本電信電話株式会社殿 2015 年 3 月期決算補足資料よりNTT 東西、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、NTT データの 4 社について当社計算 (EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + 固定資産除却損) (http://www.NTT.co.jp/ir/library/results/2014/index.html)</p> <p>※2 業績ハイライト(http://www.KDDI.com/corporate/ir/finance/highlight/)</p> <p>※3 2015 年 3 月期決算説明会決算データシート(移動通信事業+固定通信事業) (http://cdn.softbank.jp/corp/set/data/irinfo/financials/financial_reports/pdf/2015/softbank_results_2015q4_001.pdf)</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新たな行政運営サイクルを確立することが適当である」とされている。</p> <p>・これを踏まえ、総務省では、公正な競争環境を確保するため、新たな行政運営サイクルの仕組みを導入することを検討しており、御意見は、当該検討の際の参考とさせていただきたい。</p>	
意見 9-2	携帯本体も通信料も安くするために、多くの会社にどんどん新規参入させ過当競争をさせるべき。		
	<p>【意見】 携帯本体も安く通信料も安くがベスト 料金が複雑化している等問題視しているがそれはおかしい 消費者は誰でも複雑なルール等は面倒なわけで特に料金体系が複雑な会社は敬遠されるはず 多くの会社にどんどん新規参入させ過当競争させれば、内容も良く、料金がシンプルで安い会社が出てきて、そこが勝ち組になると思う。もちろん他業界と同じで初期投資は必要。 全ての面でドコモ等より有利な条件で戦うのがもちろんのぞましい。 広告費を使ったり、実店舗を最初はたくさん出さないと駄目だろうそれも広告投資の一部。 最初は赤字でガンガン宣伝しないと駄目だろう。リスクがあつてこそリターンがあるのが事業。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方9-4】 ・本意見募集の対象に対する直接の御意見でないため、参考として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見 9-3	MVNO をもっと規制すべき。		
	<p>【意見】 MVNO をもっと規制すべきである。 現在、月々 980 円！などと銘打って安さをアピールしているがそれだと、普通にキャリアと</p>	<p>【考え方9-5】 ・本意見募集の対象に対する直接の御意見でないため、参考として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p>

	<p>契約してる人がバカらしい。MVNO 契約者は、スピードやデータ総量の規制をするべき また、音声通話も規制するべき 例えば、年越し(いわゆるおめでとうコール)や花火大会などで輻輳がかかる時通常のキ ャリア契約者よりも MVNO はつながりにくくなるなど規制するべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		無
--	--	--	---